

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」

議 事 録

2023年3月20日

JICA中部及び外務省南886会議室

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会

「第3回ODA政策協議会」

議事次第

日 時：2023年3月20日（月曜日）14時00分～17時15分

場 所：JICA中部及び外務省南886会議室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

1. 冒頭挨拶

2. 協議事項

- （1）ODA広報
- （2）民主主義共同体（CoD）市民社会報告書に関する個別意見交換会開催について
- （3）2023年G7広島サミットに向けた市民社会の活動
- （4）G7諸国のフェミニスト外交政策の動きと日本政府の対応
- （5）「女性・平和・安全保障」第3次行動計画の策定について
- （6）「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会報告書」を踏まえた開発協力のあり方に関して
- （7）「軍等が裨益者となる新たな協力の枠組み」がODA政策に与える影響について

3. 閉会挨拶

○岡島（関西NGO協議会 理事）

定刻になりましたので、令和4年度、2022年度 ODA 政策協議会を開始したいと思います。NGO 側の司会を務めます関西 NGO 協議会理事の岡島でございます。

工藤さんお願いいたします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今回の外務省側の司会を務めます民間援助連携室の工藤です。よろしくお願いします。

オンライン会議を開催するにあたりまして、何点かお願いがございます。

まず、Zoom の表示名は氏名・団体名に変更していただければと思います。

それからマイクは常時ミュートとして、発言時のみミュートを解除していただければと思います。可能な限りカメラはオンにいただければと思います。

ご発言したい方は、手を挙げる機能を使用して意思表示をし、司会が指名してからご発言いただくようお願いいたします。発言される方は、最初にお名前とご所属をご発言いただくようお願いいたします。

また、ご発言は極力簡潔をお願いいたします。時間の制約上、チャット機能を用いた参加者からの質問や意見表現は受け付けないことといたしますので、「発言を希望します」などの意思表示のみを受け付けることといたします。

会議の録画、スクリーンショット等は控えていただければと思います。

本日の議事録は逐語で作成され、後日外務省のホームページで掲載されます。

以上になります。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございます。

それでは早速ですが、冒頭の挨拶。今野さんからお話しします。

○今野（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

名古屋 NGO センターで政策提言委員をしております今野と申します。今日はお集まりいただきどうもありがとうございます。

コロナ禍により、対面での開催は2019年12月の2019年度第2回 ODA 政策協議会以来となり、実に3年半ぶりとなります。NGO の皆様、外務省の皆様のご理解とご協力があった、対面で開催することができました。改めて感謝申し上げます。

また、そうした特別な会をここ名古屋で開催できたことを大変嬉しく思います。

名古屋での開催を了承し、準備を進めてくださった名古屋 NGO センターの皆さん、そして、この会場をお貸しくださり設営準備にもご尽力くださった JICA 中部の職員の皆様に感謝いたします。どうもありがとうございます。

本日の会は2022年度第3回目の ODA 政策協議会となります。

まずは本日の議題をご紹介します。今日は7つの協議事項がございます。

一つ目は、国際協力局政策課広報班の永澤さんから、ODA 広報についての議題提案があります。

二つ目は、国際協力 NGO センターの重田さんから、民主主義共同体市民報告書に関する個別的意見交換会開催についてです。

三つ目は、G7 市民社会コアリション 2023 共同事務局の堀内さんから、2023 年 G7 広島サミットに向けた市民社会の活動についての議題です。

四つ目は、プラン・インターナショナルの長島さんから G7 諸国のフェミニスト外交政策の動きと日本政府の対応についての議題があります。

四つ目の議題が終わりましたら、10 分の休憩を取ります。

その後五つ目として、アジア女性資料センターの本山さんから「女性・平和・安全保障」第 3 次行動計画の策定についての議題があります。

六つ目は、SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニットの稲場さんから「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会報告書」を踏まえた開発協力のあり方に関しての議題です。

最後の七つ目は、日本国際ボランティアセンターの今井さんから、「軍等が裨益者となる新たな協力の枠組み」が ODA 政策に与える影響についての議題です。

本日の協議事項は以上の 7 つですが、実はもう一つここに我々コーディネーター一同が提出した協議事項が加わるはずでした。その議題とは「『我が国の立場と相容れない、又は我が国に関する事実誤認に基づく記述についての情報提供』について」というものでした。これは外務省のウェブサイト在最近新たに設置された市民からの情報提供を求めるページに関する議題提案でした。

外務省の皆様には、事前の説明会でも内容を詳しく説明させていただきました。その際には、この議題が ODA 政策と密接に関係するものであるということも、重ね重ね説明しました。しかし、外務省の皆様からは、議題とはできないと拒否されたため、今回議題に入れることができませんでした。

このことをわざわざ冒頭の挨拶で紹介したのは、協議事項に挙げることで自体が拒絶されるということが、この協議会で始まって以来初めての重大な出来事だったからです。NGO 側が必要だと考える事項を協議できないという状況は、この ODA 政策協議会が目指す NGO と外務省の連携強化と政策のアカウンタビリティ向上という目的に沿わないものであり、大変遺憾に思います。

しかしながら、この ODA 政策協議会は、協議の場であり対話の場です。そして建設的な協議や対話のためには、間違った判断について考え直すチャンス、やり直す余地が双方に常に残されるべきです。ですので、外務省の皆様には、今回のご対応がもたらす長期的な悪影響について再度考慮いただき、ODA 政策協議会の目的を遂行するためにコーディネーター一同が提案した議題を次回の協議会で取り上げることをご承諾いただきたいと思いますと考えております。私からの挨拶は以上となります。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

それでは、協議事項に入ってまいりたいと思います。

まず一番目のことに関しましては、外務省の方からお願いいたします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

はい、ありがとうございます。

それでは、協議事項一番目の、外務省からの協議事項ということで、ODA 広報を。

こちらは外務省国際協力局政策課の永澤広報班長から説明させていただきます。永澤班長、よろしくお願いいたします。

●永澤（外務省 国際協力局 政策課 広報班長）

はい、外務省国際協力局政策課の永澤でございます。ここ 2 年以上、広報の仕事を任されて、今までやってきております。

昨今の厳しい国内の経済状況を踏まえて、ODA に関する意義とか必要性について、国民の皆様へ広報することはますます重要になってきているということで、広報を強化すべきという声が、度々国会の審議の中でも出てきています。また、我々としても様々、課題を出していて、それに対する対応というのを、個々に対応していかないといけないということを認識している次第でございます。

そうした背景を踏まえて、本日、議題では皆様へ外務省の広報、JICA も含めてですが、そうした政府側の広報の課題、またそれに対する取組を、この場で共有させていただいた上で、折角の機会ですので、NGO 様の方でも、やはり支援者に対しての説明責任ということを取っておられると思うので、どのような課題があって、どのように効果的に対応しているのか、そういった意見をすり合わせることも非常に意義あるのではないかとということで、今回議題の 1 つとして取り上げさせていただきましたので、私の説明の後に、NGO さんの方から、「こういった課題が NGO としてはある」「それに対してこういう風な取り組みをして効果を上げている」ということをお聞かせいただくと、我々の広報に活かせるのではないかとということで、本日より取り上げさせていただきました。

パワーポイントに移らせていただきます。最初は、申し上げたことを簡単に文章にしたものになります。

課題としてどういう部分があるか、ということを赤い四角で囲いました。やはり我々の広報の中心媒体というのは、外務省のホームページの中の ODA ホームページになります。ここは、やはり、霞が関の官庁のホームページで、なかなか一般市民の方は、見ない人もいるんじゃないかといった、そういった、問題点もございます。

それから、そもそも ODA に馴染みのない層、若者とか中小企業の方々、地方の方々に届いているのか、テレビ離れが進んでいると言われてはいますが、そうした若者に対してどう発信すればいいのか、未来を背負う若者に、ODA ないしは、国際協力に関して更に知っていただく必要があるので、開発協力ということを商品として例えれば、もっと買いたくなるようにするにはどうしたらいいのか、というところがあります。それから、最後に、国内経済が厳しい中、ODA は日本の国民、国にとって役に立っている、日本への裨益といったところも、説明していかなければならないのではないかと、これをどうやっていけばいい

か、といったところを書かせていただいた次第です。

前回の打ち合わせの際に、だいたいどんなことをやっているのかということで、NGO の方からご照会を受け、主な事業として、ここに書かせていただきました。左側が国内広報、右側が海外広報。詳しくは語りませんが、国内広報としては、国際協力イベントの開催があります。日本最大級の国際協力イベントである「グローバルフェスタ JAPAN」には NGO の方には大変ご協力いただきまして、JANIC を窓口として、我々も多数の方々のオンラインイベントだとか、PR イベント、それから出展といったところで、我々と協働してやっていくという、そういったイベントを、10 月の国際協力の日の前後辺りを目途に開催させていただきますので、今年もご協力をどうぞよろしくお願いしたいと思っています。それから、開発協力広報コンテンツということで、これについても、国民の皆様の関心に従って、ODA マンシ리즈だとか、今年は海の安全保障とか、安全とか、そういったところをテーマにしたドキュメンタリー動画を制作させていただきました。それから、出前講座。外務省員が自ら出向いて、ないしは、オンラインで、ご要望のあった中学校、高校、大学、それから専門学校、開発機関、そういったところで開催しています。それから、ODA ホームページ。それから様々な形で Twitter、ODA メールマガジンとか、国内広報として実施しています。

右側が海外広報です。現地のプレスの方々を通じて広報していく必要がある。それがひいては、二国間の関係強化につながるということなので、プレスツアーも実施しています。それから広報資料、日章旗ステッカー。これも、日本の「顔が見える援助」ということで、必ず貼るようにはしています。それから大使、総領事自らのアカウントで発信しています。こういった取組をさせていただいている次第です。

二枚目以降は、先ほど私が申し上げた、赤で囲った、我々が考える課題に対してどのような取組を行っているかということを紹介させていただきました。

この二枚目に書いてあるのは、知名度の高い人はインフルエンサーとしても非常に有効だということで、一例を挙げさせていただくと、去年の 10 月に開催されたグローバルフェスタで、オープニングセレモニー、それから、今、お笑い芸人、吉本の芸人を起用したりとか、ドキュメンタリー動画については、吉原光夫さん、朝ドラでよく出ていますし、大河ドラマの俳優でもございます、元劇団四季の方に出させていただきました。パネルディスカッションでは、横澤夏子さん、それから、体験コーナーには「さかなクン」、非常に大入り満員で、たくさんの方に見いただきました。

その他、メインステージには、元横綱日馬富士氏、彼独自の国際協力の取組について紹介いただきましたし、川平慈英さんにも来ていただきました。次のページを。

左の方は「ファーストステップ」ということで、1の方は、既にご覧になった方もいらっしゃるかも知れませんが、今回は防災分野をテーマにして、次の土曜日に 3 月 25 日に、19 時から 1 時間、「BS よしもと」で放映です。これはファミリー層、外務省のホームページを訪れませんが、こういったドラマを見る方には非常に有効だということで、ここに取り

上げさせていただきました。私たちが ODA の意義も含めて取り入れて、白石聖さんとかです、星田英利さん、それから又吉直樹さんなど、非常に熱意を持って演じていただきましたので、是非、ご覧いただけるとありがたいと思います。テレビ離れが進むと言われていすけども、この放映の後に外務省ホームページと吉本のホームページに動画としてアップされるので、是非、ご覧いただければ幸いです。「ファーストステップ 1」の方は、非常に好評でして、いまだに毎日毎日、常にだいたい、30 か 40、50 ぐらいの再生回数を追加して更新しているということで、やはりこういった著名人の方々を使うというのは、非常に効果的だと感じました。

右側の方はですね、先程申し上げた、現地でのプレスツアーの際にあわせて、大使館の職員、JICA の職員などが生の声で現地のレポートを届けるということで、我々も是非見ていただけるような感じで、素人感覚ではございますけれども、こういった広報の方がいいということもございますので、このような SNS もあげさせていただいております

それから、下の方にいきますと、ここは Twitter ですけれども、色々な国の事情も踏まえた形で、Twitter で発信させていただいています。次のページをお願いします。

左の方は、ODA 出前講座でございまして、教育機関、未来を担う学生たちに対して、外務省員が自ら出向いて、先方さんの国際協力に関する個別の要望に即した形で講義をさせていただく、ということでございます。最近では、やはり高専の方々とか、それから、教育、教師の方々を対象にも実施しております。それから右側の方は、外務省だけではなく、中小企業の方々にもフォーカスを当てるといったこともありますし、それから、外務省のホームページだけでなく、取り上げられた国際協力の会社、中小企業の会社の地元の市役所にも取り上げられていると、そういったところで我々も働きかけているということでございます。

最後のページ、お願いします。これは、ODA の意義に関することでございますけれども、日本の ODA、国際協力は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保のために積極的に貢献しているという意義になりますが、それを通じてですね、日本の国益も確保するというのが必要だと思います。こういったことから、日本にどのような裨益があるのかを示したのがこの資料です。左側は日本からこういった支援の項目を挙げさせていただいて、これに対して、日本にどのような裨益効果があるのかということを示しています。大震災の時はやっぱり助け合いが必要ですし、世界が繋がっているということで、助け合いが必要となりますし、地球規模の課題についても日本だけやっても解決するわけではないし、そこは、世界的に解決しなければならない問題ということで、そういった意義も主張していきたいと思います。

今後は、こういった資料も充実させていって、皆様に行きわたるような形で広報を重ねていきたいと考えています。

私からは以上でございますけれども、こういった、今日は、外務省の広報そして抱える課題、それに対する対応について共有をさせていただきました。これに対して、NGO さんの方からこういった課題があつて、それに対してこういった対応をいただいているのか、

またそれが非常に効果的だった事例などをご紹介いただけると、我々の今後の糧となるので、ご協力いただければと思います。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

永澤班長、どうもありがとうございました。それでは、今ですね、永澤班長の方からの説明、それから問題提起等を受けまして、NGO 側の皆様から何かコメント等ございましたら、お願いします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうも、ご説明ありがとうございました。それでは、今の国際協力、開発協力とはどういうもので、その意義はどういうところにあるのか、認知を上げて、あるいは思考を促すというようなところで、NGO がどういう課題があってどう乗り越えているのかというようなことの参考になるお話をいただければと思います。

今、私の方では、3 人の方の手が上がっております。堀江さん、八木さん、野際さんの手が今上がっています。

では、堀江さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

○堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部部長）

はい、ありがとうございます。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。本日は、どうもありがとうございます。

まずですね、私どもの取り組みというよりも、お話をいただいた ODA に関する一般の方々の意識ということで、実は、今年 1 月に、私どもが国際協力に関する意識調査について、実施をしましたので、ちょっとご参考までに共有をさせていただきたいと思います。

こちら、インターネット調査を通じまして、約 12,000 人を対象に実施をしています。このうち、約 1,200 人が 15 歳から 17 歳の子供でした。ちょっと急遽、事前の打ち合わせで共有をさせていただくということでお話をしましたので、事前に資料が共有できずに申し訳ございません。今、こちら、チャットにブログを貼っておりますので、ご参照ください。私どものですね、当初はコロナの影響ですとか、物価高騰などで、日本でも生活に困難を抱える方々が多くなる中で、正直ネガティブな反応が多いかもしれないという風に考えていたんですけれども、結果としましては、「国際協力を進めるべきだ」と答えた方が 6 割近くに上りました。そして、子どもの声だけを見ると、75%の子どもが、「国際協力を進めるべき」という結果が出ております。また、国際協力の目的について、聞きましたところ、「国際社会の平和と安定のため」というのが 53%、また、「原則」ですね。この「守るべきこと」という風に聞いたんですけれども、これに関しては、「基本的人権や民主主義に負の影響を与えない」というのが 51%と、いずれも半数を超えています。また、「武器供与など、軍事的な支援を行わないこと」というのも 36%となっています。そして重点とすべき分野が、「教育や保健などの社会サービス分野」というのが 57%でトップ、次に、「紛争とか、災害などの人道支援活動」が 45%と続いています。ここからは、私見なんですけれども、こうした結果が出したのは、一般の市民の方々もここ数年で、例えばコロナで、国境を超える

脅威であったり、地球温暖化の脅威というものを肌で感じていると思います。また、紛争とか人道危機の状況についても、目の当たりにするという中で、世界は分断ではなくて、連帯して格差、差別をなくし、平和を築いていくといったことの重要性や、そこに日本政府が果たす役割ということを感じているということがあるのではないかと捉えています。

是非、政府としてもですね、この市民の声をよりよく聞くというところの取り組みについても期待しております。最後に、国際協力の広報ということなんですけれども、私の団体は日本の子どもと、国際的な子どもの両方の課題に取り組んでおります。一般的な関心とか、支援が得られやすいのは、やはり日本の子どもの課題だっているというチャレンジはあるんですけれども、どちらがより重要ということではなくて、様々なコンテキストにおける子どもの権利の侵害という観点から、課題をまずできるだけ、分かりやすく訴えて、脆弱な立場に置かれた子どもの権利を実現するために、どのような活動を行って、どのような成果が出ているのか、画像や子どもの声を多く用いて紹介や報告を行うようにしております。ご参考になりましたら、幸いです。ありがとうございました。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい。堀江さん、どうもありがとうございました。1万人を超える回答者があるオンラインのアンケート調査に基づいて、特にそういう子どもの状況について、しっかりと状況を伝えていくということに努めておられるというお話しだったかと思います。ありがとうございます。

続きまして、八木さんお願いいたします。ちょっと時間が超過しておりますすみません。2分くらいでお願いいたします。

○八木（開発教育協会 事業主任）

はい、ありがとうございます。開発教育協会の八木と申します。

先程の堀江さんのご発言に付け足してなんですけれども、やはり、ODAだけを理解してもらうというのは、とても難しいと思います。まず、国際協力はなぜ必要かとか、その意義っていうものを国民が広く理解した上での、その一部としてのODAの理解につながると思います。私ども開発教育を推進していますが、先ほど堀江さんが仰ったように、海外の課題だけではなくて、国内イシューというのもすごく関心が高いので、国内の開発課題とあわせて、国際的な問題というものを伝えたりすると、すごく理解が深まります。

あとは、先ほどの広報で世界地図があって、日本からの援助が矢印で行っているのをみて、日本から援助だけではないですね、経済活動によって様々な負のインパクトというのを海外に与えている事実もあって、そういった側面も一緒に伝えながら、「だからこういう活動が必要なんだ」とか、「こういったグローバルな連帯が必要なんだ」という文脈で、しっかり考えてもらう機会というのを作るのがすごく大事で、それを開発教育などを通してやると、ちゃんと国際協力の意義というものは、子どもでも市民でも深く理解をしてくれますので、広報だけでなく、教育的な側面、いろんな側面を伝えていくということが重要だと思います。以上です。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

八木さん、どうもインプットありがとうございました。

それでは、野際さんですかね。すみません、同じく手短にお願いします。

○野際（難民を助ける会 支援事業部マネージャー）

手短にご報告をさせていただきます。まずは貴重なご説明をどうもありがとうございました。そして、課題ということですが、これは、私ども NGO に加えまして、おそらく外務省様の課題でもあると思うのですが、「ODA 予算を大きくしていきたい」というのは、私ども N 連予算を拡大していきたいですし、またそのためには、ODA 予算全体のパイを拡大していく必要性というのを強く感じている団体がほとんどなのではないかと思います。

そのうえで、広報が果たす役割というのは極めて重大でありまして、本日のご説明をお聞きしておりまして、2つ、当会の経験などから考えられますのが、1つ目が「いつ伝えるか」、そして2つ目が「何を伝えるか」というところになりますが、「いつ伝えるか」につきましては、先ほどの国際協力の日、あのフェスタをやるということもございまして、その他、多種多様な国際協力に関する記念日というのが、国連をはじめ様々なところが定めています。そういったタイミングで当会は発信をすることが多いのですが、また、そういったところでメディアが注目するところ、その日にあわせて、その分野で活動している団体を取り上げたりだとか、共に発信していくと考えられますし、また、日々、N 連などで活動実施している団体としては、例えば、その時その時に非常にニュースのような「この記事は、非常に、是非アピールしたい」というようなところで、日々何か大きな動きがあった時には、SNS を使ったりですとか、メディアを通じたりですとか、大きな発表をしたりとかもします。

ということで、例えば、私どもの団体の中で、N 連を実施している中で、特別な動き、何か受益者がこんな風になった、現地政府がこんな風になった、というようなニュースがあったら、例えばすぐに民連室なり、広報の皆さまにご報告して、タイムリーに報告をしていただきますと、より、成果が、アピール性が高まるのではないかと考えております。また、「何を伝えるか」というところになりますが、こちら、N 連の現場では、やはり、NGO ならではの草の根の地域に根差した活動を実施している団体が多くございます。そこではもう、「顔の見える活動」、そして「受益者の方々がどんなふうになったか」、そういった受益者の方々の変化ですとか、成果や実績というのを、アピールすることもできるかと思えます。「国際協力、大切です」というものに加えて、実際「現場でこんな風になりました」というところを伝えることができるのも、我々 NGO だと思いますので、そういったところでは、日々、民間援助連携室の皆様ともやりとりをさせていただいておりますし、そういった中で特記事項があればすぐにご報告し、そして、それをすぐに広報に繋げる、といったような、迅速且つ柔軟なご協力というのが推進されていくと良いかと思いました。以上でございます。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。稲場さんお願いいたします。すみません、2分でお願いします。

○稲場（SDGs社会市民ネットワーク 開発ユニット メンバー）

はい、簡単にお話をできればと思います。大丈夫ですか、声は。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうぞ。

○稲場（SDGs社会市民ネットワーク 開発ユニット メンバー）

はい。例えば、私が所属するアフリカ日本協議会はそれほど大きな団体ではなく、会員は300人ぐらいですが、そこで例えば1つあったのは、アフリカにおけるいわゆる、石油開発と環境、さらには先住民という、この難しい問題について、私たち執行部の側が、環境や先住民の課題が大事ということで、キャンペーンをやろうとした時に、会員の中で「アフリカはまだ貧しい状況にあるのだから、例えば石油開発や資源開発については、まだ十分やる余地があるじゃないか」、逆に「西側の論理を振りかざすようなやり方は良くない」というような、そういった議論が、会員の何人かから上がったことがあります。私どもとしては、これは会の運営とか、会員の主体的参加の問題ですので、会の内規や規約を改定して、そういったキャンペーンを開始するときに、十分に会員との間で議論をしないといけないし、情報公開についても、キャンペーンをやるときには必ず前もって会員に出さなきゃならないという、規程を作ったり、いろんなそういう努力を一応して来ました。その結果、これについては、ある程度議論の末に収まっているところがあります。

これは小さな団体の小さな話なんですけど、一つあるのは、国のレベルでもある程度共通することだと思います。つまり、国民の主体的参画をどのように保障するのかということは非常に大事であるということで、これは他の方も仰っていると思うんですけども、いわゆる、どここのイニシアティブに対して、お金を何兆円出すというものが、いきなりどんと来ると、これ当然のことながら、多くの人たちは、「なんでうちに来ないのか」という話になるんですね。この点に関しては、地道ながらも、様々な努力が非常に大事だと思います。つまり、関心のある国民を、ちゃんとODAのファンにしておくためのイニシアティブやスキームが非常に大事なのです。この点で考えた時に、例えば、ODA民間モニター制度は平成20年に廃止になっています。このODA民間モニター制度は、現場に国民が足を運んで評価するという内容だったんです。こうしたものを廃止して、グローバルフェスタに芸能人が出演するみたいなものに変えているとなると、これはちょっと主客転倒なんじゃないかという感じが非常にするわけなんです。また、NGO活動環境整備支援事業における、所謂、NGO相談員、これについても予算が減っているというのがあります。つまり、国民の主体的な参加というものを促すような様々な制度によって、より直接的にODAのファンを増やすといったことをしていけないと、逆にですね、表面的なことでは勝てない。それこそ、多くの国民は、日本について「衰退する、小さくて貧しい国」だと思っているんです。今やここ5年ぐらい、そういう意識がデフォルトになってきているんです。こういった状況の

中で、「小さくて、弱くて、貧しく、衰退している」と思われている日本がなぜ ODA をしなきゃいけないのかといったときに、やっぱり ODA のファンを作っていくことが非常に大事なのですね。この辺りで考えた時にはですね、やはり、国民の参加を明確に担保するような、様々な制度というものを、パラレルに、ちゃんと広報する一方で、パラレルに作っていないといけない、それは開発教育においてもまさにそうだと思いますし、また、ODA の参加型モニター制度みたいなものもちゃんと復活させるということが大事なんじゃないかなと私は思います。どうも、ありがとうございます。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

はい、大変根本的な、本質的なお話をいただきありがとうございました。

ちょっと、時間がございませんので、ここで終わりいたします。次の…

○佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員／ODA政策協議会NGO側事務局）

すいません、岡島さん。次の議題に入る前に、ホストからひとことだけお願いがあります。

参加者の皆さん、表示名で参加が確認できない方は今から 5 分後ぐらいに、待機室に送らせていただきます。大変申し訳ありませんが、ご理解ください。

もう一つ、今回、ハイブリッド、対面とオンラインで行っておりますので、どなたがお話になっているか、名前を名乗っていただけないと、確認できません。申し訳ありませんが、そちらにもご協力をいただきたくお願いいたします。

ありがとうございました。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。それではご発言いただく方は必ず一番最初に所属とお名前をお願いいたします。

それでは次の案件に移ります。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡島さん、永澤班長から一言だけよろしいでしょうか。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい、どうぞ。

●永澤（外務省 国際協力局 政策課 広報班長）

今日は、沢山の皆様に、それぞれの NGO の活動の取り組みと課題、こうしたらいんじやないかというような示唆もいただいて、久しぶりに生の感じでこういったコメントを頂戴できたのを、非常にありがたく思っています。一言お礼だけ申し上げて終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。失礼させていただきます。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

大変失礼いたしました。ありがとうございます。

それでは、次の案件に移ります。

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

「民主主義共同体（CoD）市民報告書に関する個別意見交換会開催について」ということで、希望部局は、外務省の総合外交政策局人権人道課になります。

議題の背景ですけれども、民主主義共同体、Community of Democracies ですね、CoD は政府間組織として 2000 年に設立され、ワルシャワ宣言に記された共通の民主的価値の遵守を支援し、世界中の民主的なルールを支援するために、政府、市民社会、民間セクターが参加し、民主的規範と制度を強化する共通の目標に向かって活動しています。2000 年にワルシャワで開催された民主主義共同体（CoD）閣僚級会議に参加して以来、運営理事国メンバーとして参加しているわけですね。

一方、「市民社会の柱」の方は、市民社会の柱、Civil Society Pillar が民主主義共同体（CoD）のアドバイザーとして活動する非政府組織であり、55 の関係組織で構成されています。政治参加、人権の保護と推進、法の支配の三つの分野における日本の政府の取り組み、日本社会の現状に関しての意見交換を行っています。JANIC は、この運営理事国の一つのメンバーとして、日本についての報告書を提出してそれらを翻訳されて発行を現在しております。

2022 年、昨年 7 月の第 1 回 ODA 政策協議会においては、日本政府による民主主義共同体（CoD）運営理事国のメンバーシップの更新についての議題を取り上げて意見交換を行っています。この政策協議会を踏まえて、12 月 8 日、「民主主義共同体（CoD）市民報告書に関する個別意見交換会」を非公式に開催し、外務省の総合外交政策局人権人道課の担当官 2 名と NGO 側の 4 名が参加して、10 の議題について有意義な意見交換が行われました。

その内容は、

- ・情報公開の請求
- ・海外有権者の選挙権行使の際の郵便投票による投票期限
- ・個人通報制度の選択議定書の批准のため法整備
- ・人権デュー・ディリジェンスのための取り組み
- ・「民主主義のためのサミット」でのコメント
- ・国連の自由権規約委員会による日本委員会への勧告についての対応
- ・「普遍的・定期レビュー政府報告書作成に関する NGO との意見交換
- ・「第 2 回民主主義サミット」への政府の関与
- ・「広島サミット首脳会合」における民主主義課題の取り扱い

で、この 10 の議題について行われ、前回の外務省との事前協議で、こちらの方から二つほど議題を提案させていただいて、残念ながら、個人通報制度の選択議定書批准のための法整備に関しては、外務省としては本協議会の議題とは外れるということで認められませんでした。

近年、人権尊重の必要が高まっており、国際人権理事会において『『ビジネスと人権』に関する指導原則：国連『保護尊重及び救済』枠組み』も採択され、「ビジネスと人権」の議論が高まって、日本政府は 16 年から行動計画の策定を計画し、20 年 10 月、「ビジネスと人

権に関する国別行動計画（National Action Plan）」（2020～25 年）を策定しています。

この行動計画では、「ビジネスと人権」に関する政府の取り組み、人権に対しての責任ある企業による人権保護・促進、企業が人権尊重の責任を果たすための方針を定め、救済する仕組みづくりを定期的に点検する「人権デュー・ディリジェンス」の導入促進、SDGs 達成への貢献が期待されています。さらに 22 年の 9 月、政府の「ビジネスと人権」に関する政府関連関係省庁連絡会では、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」がまとめられ、アジア各国政府に説明を行ったりしています。

事前質問では、前回の外務省さんとの事前協議ではちょっと難しいと言われたんですが、「第 10 回民主主義共同体閣僚会合」の概要の記載がないのはどうしてかということで、これについては前回の協議会で手続きについては公開しないという回答をいただきましたが、質問しているのは手続きではなくてですね、この民主主義共同体閣僚会議の概要の記録の掲載であって、この記録の掲載についてどうかということをご回答いただきたいと思います。

議論の論点は、二つ質問がありまして、この 12 月 8 日の「民主主義共同体市民報告書に関する個別意見交換会」のまず意見を聞いて、質問については、この ODA を受注する企業が「ビジネスと人権に関するビジネス行動計画」の実施に関わる人権デュー・ディリジェンスを徹底するため、外務省としてどのような取り組みを進めているのか。22 年 9 月の外務省が作成された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」など「ビジネスと人権」の取り組みについて、アジア各国政府の反応や日本政府や企業の取り組みについては具体的に説明してもらいたいと思います。

第二の質問については、日本の ODA を受け入れるグローバル・サウスの民主主義と人権の議題は、ODA のあり方を考えると重要なトピックになっておりますけれども、今後 NGO から ODA 政策協議会の議題として提案された場合、外務省にご対応いただきたいということ。あとは外務省とでの間で ODA 政策協議会以外の場合でも緩やかな協議する場を確保することが必要ではないかということで、この二点を質問させていただきたいと思います。以上でよろしいですか？

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

重田さん、ご質問どうもありがとうございます。それではマイクを回します。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、今の重田様からの質問に対しまして、外務省から総合外交政策局人権人道課の松井企画官にお越しいただいておりますので松井企画官の方から説明させていただきます。

●松井（外務省 総合外交政策局 人権人道課 企画官）

人権人道課の松井です。

昨年 7 月にこの場でご説明をさせていただいて、その時の話に基づいて、12 月に、まさにここに書いてくださっている非公式の意見交換というのをさせていただきました。私も参加させていただきましたので、私としても非常に参考になりましたし、ここに書いてくだ

さっている通り、とても有意義な時間だったのではないかなというふうに私も思っています。

まず第 10 回の民主主義共同体閣僚級会合の記録ですけれども、この間、私も概略のみ説明をして確かにきちんとお答えしてなかったんですけれども、第 10 回はオンライン会合だったということもありまして、記録をあえて掲載はしていないんです。第 10 回会合からだいぶ経ってしまったこともあるんですけれども、今後も掲載をする予定はありません。ただ何が行われたのかということをごきちんと皆様に明らかにするというのは、我々はきちんと何をやっているのか、政府が何をやっているのか、11 回目があった場合には、きちんと掲載するつもりでおります。

それで今日のメインのテーマとしていただいている「ビジネスと人権」のお話です。「ビジネスと人権」については、我々、いろいろ取り組みを行っています。特に ODA を受注する企業との関係では、まさに今開発協力大綱改定の議論もされていると理解していますが、そこでどういう議論をされているかということは、今私から説明する立場でないで、担当部署から説明があるかもしれませんが、「ビジネスと人権」の取り組み一般については私から説明をさせていただきたいと思います。特にアジア各国政府の反応とか日本政府企業の取り組みについて具体的に説明してくださいというリクエストをいただいています。

アジアについては、私も中谷総理補佐官と一緒によく出張させていただいてまして、特に昨年 9 月に「ビジネスと人権デュー・ディリジェンスのガイドライン」というのを作りましたけれども、その直後にベトナムとタイにまず行ってまいりました。

タイはもうご承知の通り、ナショナル・アクション・プラン (NAP) をアジアで一番最初に作った国ですので、日本はナショナル・アクション・プランに従って、またさらにサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを進めるという観点からこういうガイドラインを作りましたよという取り組みを説明しました。タイは日本の企業がアジアで一番進出している国なので、サプライチェーン上に日本企業がいっぱい乗っています。そのため、我々としてはタイにやってくださいというよりは、まずは日本企業がそういうデュー・ディリジェンスを高めるということを奨励したいという思い、アプローチで臨んでいます。タイはそれは非常にウェルカムという感じでした。自国の産業の中でそういう人権デュー・ディリジェンスの取り組みが進むことは、タイにとっても経済的にメリットがあるんだというふうに捉えているんだろうと。ベトナムもほぼ同様の反応でした。

私は同行してませんけれども、先月、バングラデシュで ILO と UNDP が共同で行ったセミナーがありまして、そこにも中谷補佐官は出張しました。それとは別にジュネーブでも人権理事会とか、あるいは去年の 11 月末に、「ビジネスと人権フォーラム」というのが開催されていまして、そこにもでかけていかれて、取組を説明しています。それとは他に日本政府独自に予算をつけて、アジア各国、具体的にはマレーシア、インドネシア、インド、フィリピンに対しては、人権デュー・ディリジェンスのガイドラインとか、企業がどのようにデュー・ディリジェンスを進めていくべきかということの説明をするためのセミナーを開催

しています。

さらにそれとは別に UNDP と一緒になって、これはアジアに限らずですけど、世界 17 カ国に対してそれらの国々が NAP を作成するにはどうしたらいいかということと、合わせてデュー・ディリジェンスをどのように進めていくべきかという両方の視点から、セミナーと一緒に開催しています。こういうセミナーに関しては過去から相当評価をされていると我々は認識しています。

特に例えば韓国はまだ NAP は作成しておりませんが、先日は日本政府の方にわざわざ連絡があって、どのように NAP を策定したのか説明をしてくれないかというようなリクエストをいただいたりもしています。

第二の質問として、今後この議論を続けていきたいというリクエストをいただいています。私も、ぜひ前回 12 月にやったような形で意見交換をさせていただくのはウェルカムですし、ただ、この協議会の場でそれをやるかどうかについてはまた別途、担当と協議の上で対応する必要があるかと思っておりますが、私個人的にはまさに皆様とこういう場を通じて、あるいはこれ以外の場も通じて、意見交換をしていきたいというふうに思っております。

とりあえず以上です。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

企画官、どうもありがとうございました。

それでは、今の企画官からの説明に関しまして、何か NGO 側の皆様の方から意見等ございますでしょうか？

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

重田ですけれども、よろしいですか？

最初に、事前質問の民主主義共同体（CoD）の概要の記述ですね。これについては、第 11 回以降もぜひ記録として残していただくことをお願いしたいと思います。

あと人権デュー・ディリジェンスの徹底については、日本の ODA 資金がバゴー橋の建設でミャンマーの軍事関連企業に使われているという、そういったところで ODA の透明性とか「ビジネスと人権」に関するデュー・ディリジェンスの設定とかを説明していただきたいと思います。

あと三点目の、民主主義と人権の議題に関しては、昨年のような緩やかないろんな議論の場を作って、ご対応いただいてありがとうございました、今後もああいう議論の場を設けて、どうしていくか検討させていただければと思います。

私の方から以上ですけれども、あとは皆さんの方で何かあればご協議いただきたいと思います。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

重田さん、どうもありがとうございました。

これまでやり取りを踏まえまして、NGO 側からご意見のある方お願いいたします。

それでは司会ではあるのですが、私、岡島の方から一言お話を申し上げたいと思い

ます。

ご案内のとおりですね。いわゆる「開発と人権」というものは、90 年代の国連改革を踏まえて、国際的には、開発 development というものと人権というものを統合的に捉えるということが国際的な議論の主流となっています。そういった中において、この ODA について、政府が行う開発協力に関して議論を行う席においては、やはり人権ということは非常に重要なテーマでありますので、ぜひ関係者の方におかれましては、今日、重田さんからご提案があり、また外務省側からもご返答いただいたように、緩やかなネットワークの中でご議論いただくとともに、ご議論を、継続して、可能でございましたら、こうした ODA 政策協議会といったような公的な場においてもどのような議論を外務省と NGO 側で行ってきたのかといったようなことを適宜ご報告いただく機会になると大変ありがたいと思いますので、引き続き積極的にご検討を継続していただきたいと思います。

ありがとうございます。それでは時間もございますので終わります。

●松井（外務省 総合外交政策局 人権人道課 企画官）

私から一点だけ。まさにその行動計画にも書いてありますし、国連の指導原則にも書いてありますが、まさにそのステークホルダーとの対話をしていくということが一番重要なことと考えます。

ODA の文脈でもおそらくいろんな話題があるんだろうと思います。従ってそういう機会もちゃんと活用しながら、なるべく具体的にステークホルダーである皆様としっかりとお話をすることが重要だと思っておりますのでぜひ皆様ご協力をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

ありがとうございます。工藤さん、次の案件に移らせていただいてもよろしいでしょうか。はい、移ります。それでは 3 番目ですね。2023 年 G7 広島サミットに向けた市民社会の活動ということで、堀内さんお願いいたします。

○堀内（G7 市民社会コアリション 2023 共同事務局）

G7 市民社会コアリション 2023 の共同事務局を務める堀内と申します。所属は国際協力 NGO センターです。私からは 2023 年 G7 広島サミットに向けた市民社会の活動ということで議題提案をさせていただきます。議題の背景に書かれております通り、今年 5 月には広島において G7 サミットが開催されます。日本での開催は 7 年ぶり 7 回目です。

G7 サミットに幅広い社会の声を反映させるための仕組みとしてエンゲージメントグループというものがあります。B7、C7、L7、S7、W7、Y7 等という 7 つのエンゲージメントグループが設置されており、昨年の議長国を務めたドイツのオラフ・ショルツ首相は各エンゲージメントグループの主催するサミットに出席をし、対話を重ねてきました。

今年 2023 年の C7 は、2022 年 5 月に設立された G7 市民社会コアリション 2023 が運営を担当いたします。日本で G7 サミットや G20 サミットが開催される際に、日本の市民社

会はネットワークやプラットフォームを作り、さまざまな活動をしてきました。直近では2019年のG20大阪サミット、そして2016年のG7伊勢志摩サミットの際にも、同じような市民社会ネットワークが設置されて活動をしてきました。

さて、議題に関わる問題点ですけれども、昨年の議長国であるドイツ政府、そして一昨年の議長国であるイギリス政府は、それぞれ優先課題というものを1月下旬には発表しております。しかし、本日の3月20日の時点でも、G7広島サミットの公式ホームページには総理メッセージが掲載はされておりますけれども、文書というページはまだ準備中と表示されています。エンゲージメントグループとしてはサミットへの政策提言だけではなくて、意見交換を通して議題の構築に貢献したいと考えておりますので、ぜひ、早めの議題の掲載をお願いしたいと思いますし、事前の協議というものにもぜひエンゲージメントグループにも参加できる仕組みを整えていただければというふうに思っております。

それに関連して、外務省への事前質問ですけれども、G7広島サミット公式ホームページには、エンゲージメントグループを紹介するページが見当たりません。昨年のドイツ政府やイギリス政府は、そうしたページというのは存在しておりましたので、ぜひ今年の広島サミット公式ホームページにもエンゲージメントグループを紹介していただければというふうに思っております。

議題の論点ですけれども、G7市民社会コアリション2023が事務局を務めるC7では、6つのワーキンググループを設置しております。気候・環境・正義、公平な経済への移行、国際保健、人道支援と紛争、しなやかで開かれた社会、そして核兵器廃絶というこの6つのワーキンググループが、現在、政策提言書の作成を進めております。このうち、核兵器廃絶は今年のC7から新たに設置されたワーキンググループです。そして、これらのワーキンググループの政策提言書をまとめたC7コミュニケを4月13日、14日に東京都内で開催するC7サミットにて発表いたします。また、このC7サミットでは、各ワーキンググループ主催のセッションや関連課題を扱うセッションの開催も予定されております。また、首脳会合の開催地である広島では、広島の市民社会関係者が呼びかけ人となって、G7広島サミットへの対話提言を通して、核のない、誰一人とり残さない、持続可能な社会づくりを推進するとともに、私たち市民社会組織の声を社会化する力を高めることを目的として、4月15日から17日にかけてみんなの広島市民サミットというイベントを開催していきます。

東京、広島、オンラインでも様々な活動をエンゲージメントグループとして行っているわけなんですけど、こういった活動をより効果的に行うためにも、G7サミットに向けてエンゲージメントグループと日本政府との対話の場というのを確保していただければというふうに思っております。

特にサミットの議題を検討するシェルパの会合にて、各国シェルパとエンゲージメントグループが直接対話できる機会の確保をお願いしたいと考えております。また、4月に開催されるC7サミットにG7議長である岸田文雄総理大臣に出席していただき、G7の政策提言を手交したいと考えておりますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。私

からの報告は以上です。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

ありがとうございました。それでは、マイクを外務省側にお渡ししたいと思います。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

堀内様、どうもありがとうございました。本日はですね、外務省の方からは、経済局政策課の滝首席事務官、それから G7 広島サミット事務局の河邊次長補にお越しいただいておりますので、滝首席の方から始めさせていただきます。

●滝（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

外務省経済局政策課の滝と申します。よろしくお願いいたします。頂きました議題の関係ということで答えいたします。議題については、現在コロナ禍もだいぶ落ち着きを取り戻しつつあるところではありますが、ここ数年間はやはりコロナ禍に見舞われたということ、また、国際秩序の根幹を揺るがすようなロシアによるウクライナ侵略というものに直面し、歴史的な転換点に今あるのではないかと考えているところでございます。

こうした中で、開催される G7 広島サミットでは、核の関係で言えば、力による一方的な現状変更の試みや、核兵器による威嚇、またその使用はあってはならない、断固として拒否するという観点や、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くとの G7 の強い意志を力強く世界に示していきたいと考えております。こうした観点から、まずウクライナ問題、また核軍縮、格差、そして経済安全保障といった課題について取り組んでいきたいと考えております。また、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、気候変動、保健、開発といった地球規模課題、こういった諸課題に対する G7 としての対応も主導していきたいと考えております。

、こうした諸課題への G7 による積極的な貢献と協力の呼びかけを通じて、グローバル・サウスへの関与ということも強化したいと考えております。さらに、G7 広島サミットはアジアで開催される G7 サミットであるとの観点からも、自由で開かれたインド太平洋に関する G7 の連携についてもしっかりと議論していきたいと考えております。

最後に、議題の検討において日本政府との対話の場を設けてほしいとの話を頂きました。こちらについても御提言も含めてしっかりと対応していきたいと考えております。また、C7 サミットへの岸田総理の出席につきましては、すでに外務省国際協力局民間連携援助室とも相談をされていると思いますので、手続きにのっとって御対応いただければと考えております。ホームページにつきましては、G7 広島サミット事務局から説明させていただきます。

●河邊（外務省 大臣官房 G7 広島サミット事務局 次長補）

G7 広島サミット事務局の河邊と申します。よろしくお願い致します。ホームページについてのお尋ねについてお答えいたします。G7 広島サミットにおいては様々な課題について議論が行われると承知しております。そして、エンゲージメントグループからの貢献も期待をしております。その観点から G7 公式ホームページについては、ご要望を踏まえ、将来のコンテンツについて現在検討中です。以上でございます。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

はい、ありがとうございました。それでは今の滝首席、それから河邊次長補からの説明に対して、何か NGO の皆様方からの、質問・コメント等ございましたらお願いいたします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

はい、よろしくお願いいたします。NGO の方で発言したい方いらっしゃいますか。堀内さん、今のお答えに関して大丈夫ですか。はい。それでは他の NGO の方でご発言なさりたい方いらっしゃいますでしょうか。栗田さん、お願いいたします。

○栗田（関西 NGO 協議会 事務局長）

はい、それでは先に私、関西 NGO 協議会栗田から発言させていただきます。ご説明ありがとうございました。ぜひ、検討、調整を引き続き進めていただきたいと思います。C7 から派生し、閣僚大臣会合についても市民社会の関心も高まっておりまして、それについても私の方から少し関西の動きについて報告したいと思います。関西、大阪の堺市で貿易大臣会合が 10 月に開催されます。貿易大臣会合に関係するテーマでの勉強会は、これから準備を進めていきたいと考えているんですけれども、G7 サミットやエンゲージメントグループのイベントの前に、さきほどご説明いただいたような、地球規模課題、そしてそれだけではなくて日本の地域の課題も自分事ととらえて考えるきっかけにするために、さらには関西の市民社会同士の理解とつながりを深めるためにイベントを 4 月 1 日に開催する予定にもしております。さらには、日本の市民社会と連絡を取り合っている中で、北海道や新潟、宮崎など、閣僚大臣会合の開催地域において、市民社会による勉強会やイベントの動きも進められていると聞いております。東京や開催地の広島だけではなくて、各地域で市民社会の関心が高まって取り組んでいることも、今ここでお伝えしておこうと思います。

さらには、そうした取り組みの中で、より効果的に行っていくためにも、今回の議題のテーマでもある、そして、先ほど回答いただいたような、このエンゲージメントグループの紹介や対話の場を確保いただいて、その動きをさらに見えるようにしていただけたらと思っております。私からは以上です。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

栗田さん、どうもありがとうございます。次は阿部さんから手が挙がっていたと思います。ご所属とお名前からお願いいたします。

○阿部（JAWW メンバー）

はい。ありがとうございます。JAWW の阿部貴美子と申します。本日はご発表ありがとうございます。私は、先ほどお話にありましたエンゲージメントグループの 1 つに入って活動しておりますので少しご紹介したいと思います。ウィメンズセブン、W7 というグループに入っております。こちらのグループでは、ジェンダー平等と女性の権利について提案している市民組織の代表が参加しております。このグループなんですけれども、日本のみならず、グローバル・サウスのグループの方々からも参加を得ておりまして、これまで独特のコミュニケを G7 リーダーに向けて提出しようということでは会合を繰り返してきております。

コミュニケのドラフトに対してですね、ユース、若い方々から意見を聞こう、それから W7 以外の各エリアの市民グループや、あるいは市民の個人の方々からも意見を聞こうということで、コンサルティングミーティングを開催しました。それでかなり活動も活発になってきておりまして、4 月 16 日には W7、W7 サミットというものを東京で開催する運びになっております。その際には、小倉正信男女共同参画女性活躍担当大臣のご出席も賜りまして開催させていただきます。先ほど外務省の方からご説明ありましたように、G7 の日本のホームページ上において、ぜひこの C7 の活動について詳しくご紹介をしていただきまして、W7 やその他のグループの活動について広く国民の皆様に、知っていただければというふうに考えていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

はい、阿部さん、どうもありがとうございます。他いかがでしょうか。会場から、お名前とご所属をお願いいたします。

○佐久間（チベット友の会 メンバー）

チベット友の会の佐久間です。先ほどお話ありました通り、閣僚会合が当地でありまして、この東海地方、三重県で交通大臣会合がありますので、で、G7 伊勢志摩サミットをやったときの東海市民社会ネットワークが主体になりまして、6 月の交通大臣会合に合わせてフォーラムをやって、何か提言書なりを作ろうということを企画しております。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

どうもありがとうございます。NGO 側からは時間もございますので、これでと思いますが、工藤さんどうでしょうか。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

よろしいですか。わかりました。ありがとうございます。こちらからはこれ以上コメントもございませんので、ありがとうございました。

●岡島（関西 NGO 協議会 理事）

どうもありがとうございます。それでは次の案件に移らせていただきたいと思います。4 番目、G7 諸国のフェミニスト外交政策の動きと日本政府の対応について、長島さん、お願いいたします。

○長島（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーオフィサー）

プラン・インターナショナルの長島と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、G7 諸国のフェミニスト外交政策の動きと日本政府の対応ということで議題提案させていただきました。

フェミニスト外交政策は聞き慣れない政策名だと思うのですが、今年の G7 ドイツの 首脳宣言でフェミニスト開発、外交、貿易政策ということで明記されまして、先ほど JAWW の阿部さんからご紹介いただいた G7 の公式エンゲージメントグループ、W7 のテーマの一つでもあります。当団体も W7 に入って、このテーマでコミュニケづくりをしております。この政策は、スウェーデンで策定されて以来、12 カ国で、策定または宣言をされてい

て、G7ではフランス、ドイツ、カナダが策定をしております。

国際的に合意された明確な定義はないのですが、概ね共通するのが、外交、安全保障、貿易開発協力などの対外政策分野において、包括的に人権や交差性・インターセクショナル리티の視点を基盤として、ジェンダー平等を促進する変革的アプローチになっております。ジェンダー平等だけではなくて、交差性、ジェンダー以外の排除されがちな人々、例えば、人種ですとか、障害の有無、民族、セクシャリティ、こうした人々を包摂する視点が非常に重要になっております。日本においては、国内のジェンダーギャップが大きく、国内で取り組んでいく課題が多くあるのですがそれと同時にですね、G7諸国、特に今年は議長国になっておりますので、他国と足並みをそろえてやっていく必要があると思います。フェミニスト外交政策は、全ての対外政策に一貫性を持たせて、取り組んでいくという必要性がある前提ですけど、例えばカナダですとか、まず開発協力の分野から焦点を当ててフェミニスト開発政策に取り組んでいます。

日本も開発協力の分野から改善に取り組んでいけるのではないかと考えております。

日本の政策ですが、女性、平和、安全保障、WPSですとか女性活躍推進のための開発戦略、開発協力大綱の下にあるジェンダーの戦略になるのですが、WPSに関しては行動計画があるのですが、女性活躍推進のための開発戦略には行動計画がなく、政策の実効性を担保するための仕組みが欠けているという課題があります。女性の活躍推進のための開発戦略ですが2020年以降に改定というふうに言われているのですが、3年経った今も動きがなく、1年前の政策協議会で議題として出させていただいたんですが、1年経過してもまだ動きが見られません。

本日お伺いしたい点は三点あります。一つ目は、これらの世界的な動きに対して、日本政府はどのように対応していくのか。二つ目は、女性活躍推進のための開発戦略の改定の進捗を教えてくださいと思います。改定にあたって、特に市民社会との意見交換の場を設けていただきたいと思います。例えばカナダではフェミニスト国際援助政策を策定するにあたって、カナダのNGOだけではなくて、グローバル・サウスの市民社会ともコンサルテーションを行い、意見を聞いていると聞いています。三つ目は、女性活躍推進の開発戦略を改定する際、G7諸国との足並みを揃えて、フェミニスト外交政策の要素を取り入れて欲しいです。具体的には定性的な指標を入れて、そして期限を明確にした行動計画を策定してもらうこと。特にその中で、ODA二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件比率を改善する目標設定をしていただきたいです。カナダは95%、ドイツは93%。フランスは85%を目標にしています。日本は今50%ぐらいですけど、目標設定がないので設定して頂きたい。ジェンダーを主目的とした案件については、日本は現在OECD DAC諸国の中でも最下位レベルになっているので、少なくとも平均値まで上げてもらい、CSOを通した活動の強化も、数値目標設置とともにしていただきたいと思っています。以上になります。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

外務省、お願いします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

はい、ありがとうございます。今の長島様からのご説明、ご質問に対しまして、まず議題の論点 1 の方につきましては、総合外交政策局女性参画推進室の古本室長から、議題の論点 2 と 3 につきましては、国際協力局地球規模課題総括課の手島上席専門官からお答えさせていただきます。

では古本室長よろしくお願いします。

●古本（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）

皆さん、こんにちは。外務省女性参画推進室の古本と申します。どうぞよろしくお願いします。

まず今いただいた三つの質問のうちの一つ目のフェミニスト外交政策などの各国の動きに関してどのように対応していくのかというご質問についてですけれども、事前にいただいていた質問では G7 との関係でも、どのように対応していくのかというご質問もありましたので、こちらも念頭にご説明させていただきます。

まずはフェミニスト外交政策ですけれども、去年のエルマウサミットのコミュニケの中で Feminist Development Foreign and Trade Policy という言葉が入ったというのは皆様よくご存知かと思います。要するにフェミニストについての開発、外交、貿易、こういった分野の政策について言及がありました。まず、総論として今年の日本の G7 議長国下においてジェンダー部分についてどのように取り組んでいくかということについては、過去の G7 のジェンダー部分で行われた議論等を念頭に置きながら日本の議長下ではどのようにして、何をアピールしていくべきなのかということ、各国を取り巻いている状況等も勘案しながら、議論を続けていくということを基本的な方針にしております。

フェミニストの外交政策については、日本としては、フェミニスト外交政策という「冠」を持った文書というものがないではないかというところと確かにそうかもしれません。ただ日本は、ジェンダー分野で様々な取り組みをこれまでやってきておりまして、G7 でもかなり熱心にジェンダーの議論に参加しております。G20 でも同様に、そこから派生した、例えば、女性のアントレプレナーシップを支援する基金にも積極的に関与しておりますし、EMPOWER という活動では民間の共同代表二名と日本政府外務省とが一緒になって取り組んできています。また、国連では、UNWOMEN や紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表事務所等とも密に連携してきております。つい先週閉会しました、女性の地位委員会については、皆様もよくご承知の通り、日本は市民社会からの代表に「日本代表」として参加していただくというのが、伝統的に行われてきておりまして、これは各国と比べても非常にユニークですし、こういった取り組みも行いながら、市民社会とも一緒になってジェンダー問題に対して外交面でも取り組んできています。もう一つ付け加えさせていただきますと、昨年末に開催されました WAW! では、政治、経済、社会分野等様々な分野について包括的に外交だけでなく国内にも関わるような課題も含めて議論をしていただき、フォローアップ会合も、つい 1 週間前に開催したばかりです。

このように、ジェンダー分野についてはいろいろな取り組みが現在進行形で行われていますので、先ほど申し上げた G7 でのこれまでの議論を念頭にしつつ、という点についてはこうしたジェンダー分野についての取り組みにもよく立脚しながら議論を組み立てていきたいし、コミュニケに反映させたいと考えています。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。それでは続きまして、手島上席専門官の方からお願いします。

●手島（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 上席専門官）

どうぞよろしくをお願いします。

この女性の活躍推進のための開発戦略の改定の方ですね。こちらの開発戦略についてはですね。開発協力大綱全体の改定が、今年の前半ですね。本年前半に行くことになっておりまして、女性の活躍推進のための開発戦略というのはこの全体的な開発協力大綱のうちの分野別の政策はたくさんあるのですが ODA の中に、この中の一つと位置付けられることから、時期的にはですね、改定の時期と言われますと、本年前半に全体が改定されるのでその後に分野別政策ももちろん、この大綱と整合性を取りながら改定を行います。一方、この戦略の改定っていうのはやっぱりプロセスを経なければいけないので、実は外務省と国際協力機構（JICA）とで、内々の協議を数カ月前から始めているところで、今準備段階というのを申し上げておきます。ただし改定という形にするのは、開発協力大綱全体との整合性がとても大切になるので、時期的にはそちらの後で改定がなされるというように留意していただきたいと思います。そして、市民社会からの意見を聞く場も設けてほしいとのご要望ですね。これはもちろんとても重要だと思っております。現在の国際社会では、民間企業や地方自治体それから非政府組織をはじめとする多様な主体が開発課題の解決で開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを認識しております。ですから、市民社会、専門家など外部の方々ですね、外部の有識者の方々の意見というのは、重要と考えておりますので、なるべくこの改定のために意見交換の場を設けて改定を進めていくのは、必ず行う予定です。現行のですね、戦略の策定の過程においても、NGO、企業、国際機関などとの意見交換をした上で改定をしたと承知していますので、今回も、市民社会からの意見を聞く場に留意したいと思います。

それから三つ目のご質問ですね。この活躍推進のための開発戦略、ご質問として頂いています。いただいたペーパーにも書いてあった、それから今ご質問にもあった通りですね、国際的に合意されたフェミニスト外交政策とは何かとの一つの定義というのはないというふうに認識しておりまして、決まった一つのものはないんですけれども、やっぱり女性の参画と一緒に、そこから女性男性同等の利益の追求などのジェンダー平等の視点というのを取り入れた外交、それから開発政策をフローとして努力しております。そして ODA については、予算に限りがあるんですけれども、いつも限りある予算の中で被援助国自身の要望や意義を踏まえながら、それはやっぱり多岐に渡る支援を行う必要があると考えます。

そのため、今、ご提起いただいたジェンダー平等の開発のための数値目標の設定、これに

つについては多岐にわたるニーズであるとか、その中でどのように柔軟に ODA を実施していくかという観点から考えていく必要があるのですけれども、次におけるジェンダー平等女性のエンパワーメントを主要目的とする開発援助の比率はご指摘いただいたように高くない状態にあるので、これを上げていくこと自体は重要と考えております。ですから、いただいたご意見に留意して引き続き努力して取り組んでいきたいと思っております。

それからご提案いただいている行動計画をやるべきじゃないかのご意見についても、今申し上げた改定される開発協力大綱との整合性を踏まえながら改定していく、この女性活躍推進のために開発戦略を改定するにあたって、今おっしゃっていただいた意見等を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。では、今の説明に対して何か NGO の皆様の方からご質問等ございましたら。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。それでは NGO 側の方からぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

○長島（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーオフィサー）

岡島さんよろしいですか。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい、ぜひお願いいたします。

○長島（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーオフィサー）

はい、どうもありがとうございました。

女性の活躍推進のための開発戦略の改定に関してですが、開発協力大綱もそうですが、やはり国際協力の分野でジェンダー主流化というのはどこの国も日本も含めてコミットしているところで、ジェンダーの視点を入れるというところが、抽象的で実行する仕組みがなかなかないと思います。その仕組みとしてジェンダー分析をする。例えば他の国ですと、その仕組みとして、ジェンダー分析に基づいた立案を必ずするという決まりができていたり、何をもってジェンダー主流化ができているかということで、アジェンダー分析をして、それをジェンダーのデータを取るだけではなく、しっかり必ず対応する。ジェンダー主流化というのはすべての案件、計画、実施、評価のところできていると主流化とは言えないので、ODA の案件もですね、今日本は 50% ぐらいジェンダー平等に資する案件ができていて、それをもっと上げていくべきだと思うので、援助国のニーズというのは、やはり日本の政府の戦略を実施するにあたって、現地のニーズと合わないことをやるというのはあり得ないと思うのですが、戦略を実施するにあたって、こちらの方針というものもあると思います。

数値目標がないとなかなか上げるということが難しいと思います。二つ目は目標設定と、それに基づいた評価をして、それでまた政策改定していくというサイクルでぜひお願いし

たいと思います。あと、意見交換の場を設定してくださるということで、ぜひよろしくお願いします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございます。

○小松（シャプラニール 事務局長）

シャプラニールの小松です。長島さんたちと一緒にですね、NGOのネットワークとしてジェンダー平等推進ワーキンググループというものを組織してこのジェンダー平等推進を進めていこうということで、開発分野、国内で活動する人たちも含めて議論を進めているところですが、今おっしゃったように開発戦略の改定に市民社会の意見も入れて頂けるということは大きなことだと思います。それと同時に長島さんの議題の中にもあったように、グローバル・サウスのコンサルテーションも是非プロセスとして入れてほしいのですが、その点については、特に具体的な言及はなかったと思います。開発協力大綱もそうですが、この開発戦略も開発協力大綱との整合性が重要なんだ、というふうにおっしゃったとおり、この日本の方針政策というものがグローバル・サウスの人々の生活に大きく影響するということからこのグローバル・サウスの皆さん、特に市民社会の声を聞くということが非常に重要だと思います。そういう意味でこの開発戦略それから開発協力大綱の改定のプロセスにおいて、次の案を出す際に日本語だけではなくてですね、英語で素案が出てくると、それについて英語のものを提示して、グローバル・サウスからの意見を聞くといったことが可能になると思います。その可能性について伺えればと思います。よろしくお願いします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。それではマイクを外務省にお渡しします。

●手島（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 上席専門官）

はい、ご意見いただいてどうもありがとうございます。全部のご意見に留意して進めたいと思います。

グローバル・サウスとのコンサルテーションは、やっております例えばカナダは行っているというのは大変良い情報なので、それについても参考にしながら、市民社会とのコンサルテーションをやりながら、開発協力大綱の方もそうです、こちらの分野別の戦略も改定していくのは今まで日本もやってきたことですが、グローバル・サウスの声を直接聞いて改定に反映させるというのはどの程度フィージブルなのか、今のこちらのリソースについても考えていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい。ありがとうございました。

それでは。この議題はこれで終了とさせていただきたいと思います。

この後、ご予定のある方もいらっしゃいますので、おしまいの時間を守るということは非常に重要なのですが、一方で、効果・効率的な議論にするために予定通り10分の休憩を取

った方がよろしいかと思えます。

今 40 分ですので、15 時 50 分から再開をさせていただきたいと思いますが、工藤さん、それでよろしいでしょうか。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それで結構です。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

15 時 50 分になりましたので、再開をさせていただきたいと思えます。

それでは、5 番目の議題ですね。「女性・平和・安全保障」第 3 次行動計画の策定について、本山さんお願いいたします。

○本山（アジア女性資料センター 代表理事）

はい。アジア女性資料センターの本山です。私の方からは「女性・平和・安全保障」第 3 次行動計画の策定について議題を提出させていただきました。

最初にお断りしておくんですが、前回、外務省さんとの打ち合わせの際には、政府案がいつになって固まり、パブコメに入るかがまだはっきりしないということで、一応こちらもその前提でお話をしていたんですが、その数日後、3 月 1 日からパブリックコメントが開始されたということで、打ち合わせの時から、すいませんですが、質問内容に変更がありました。そういうことで変更させていただいております。外務省さんの方でもいろいろ事情があったかとは思いますが、そういうことで変更になっていますのをご承知、ご了解ください。

先ほどの前の議題でありました、フェミニスト外交のうちの一つの主要なフィールドの一つがこの「女性・平和・安全保障」になると思います。フェミニスト外交においても、市民社会の参画と対話は不可欠ですし、その意味では、この「女性・平和・安全保障」の行動計画は、第 1 次の時に 1 年以上の時間をかけて、草案段階から市民社会と協議が行われたという意味では、非常に重要な先例になったかとは思いますが、しかし、今回第 3 次改定ということですが、第 1 次から対話の実績が積み上げられてきたかという、むしろ、中身がちょっと形骸化しているんじゃないかというふうに思われるところも多く、そのこともありますので、今回ですね、市民社会との対話のあり方について問題提起をさせていただきたいと思いました。

8 月、9 月に市民社会との対話というものが 2 回持たれましたけれども、特に国内課題については様々な問題点、例えば、先ほどのフェミニスト外交に通じるような、意思決定への女性の参画推進、あるいは日本にきた難民等へのジェンダーに敏感な支援、自衛隊における性暴力防止の強化、国内関連機関の連携による実施体制の強化等々、多くの重要な課題が指摘されておりました。こちらに関しては、できる範囲で反映されたというふうに、前回もお話になっていたかと思えますけれども、特に今回最終的な政府案に反映されなかった、自衛隊におけるジェンダー暴力の防止等ですね、いくつかのことについて、もし可能であれば、

反映するのが困難だと考えられた理由をお聞きできればというのが一点目です。

それから二つ目に、これもぜひお聞きしたいんですけれども、今回、第3次行動計画の実施期間が6年間になっています。8月、9月の対話段階では最初は8年間ということで、1次、2次に比べると著しく長い期間が出されていて、今回6年ということになったわけなんですけれども、どういった経緯でこういった期間になっているのか。そして中間見直しについてはどのように行う予定なのかというのを、今の段階ですがお聞きしておきたいというのが二点目です。

それから、今パブリックコメントに諮っているということで、内容について今回あまり踏み込まないでおきたいんですけれども、ただ、市民社会との対話の持ち方に関わる部分で、モニタリング評価についてはいくつか議題に上げさせていただきたいと思いました。モニタリング評価について第2次計画までは評価委員会が2年ごとに評価報告書を作成することになっていたわけなんですけれども、今回の第3次の政府案を見ると、市民社会への説明責任というのは、評価委員会が負うことになるのか、だいぶ枠組みが変わっているように思われます。各省庁作業部会のフォーカルポイントの役割などが書かれておりませんので、モニタリング評価の仕組みについて、これは何か大きなあり方の変更というのが検討されている結果の書きぶりなのかということをお聞きしておきたいというのが三点目でございます。

それからもう一つ、これも第1次るときから懸案になっているかと思いますが、評価委員会の中で、市民社会及びNGO等代表する委員というものがどういう役割を果たすことになるのかというのがいまだになお明確になっていないかと思います。第1次計画策定の時には、市民社会・NGOが監視評価の過程で、より積極的に役割を果たすということになっていたものが最終的にかなり市民社会の役割を弱める書きぶりになった結果、こういう市民社会及びNGO等を代表する委員ということで置かれていますけれども、誰がどういう役割を果たすのかということが具体的には議論されないままになってきているかというふうに思います。今後、フェミスト外交のような流れも受けて、監視評価のプロセスに国内及び裨益国でジェンダー平等に取り組む市民社会団体などの意見をより良く反映させるということを鑑みて、この委員の役割について、どのように考えていくのか、より具体的な議論というのをしていく必要があるかと思いますが、この点についての外務省さんのお考えを伺えればというふうに思います。

そして、最後に、今回、特に市民社会との意見交換の持ち方で非常に気になっておりますのは、例えば第1次の行動計画策定時には、資料を事前に共有し、それに基づいて意見交換をということでありましたけれども、今回のプロセスも、2回対話の機会はありませんけれども、例えば、事前に説明資料の共有がなく、会合があってもその後も資料が共有されないというような状態が続いております。また、意見聴取の対象が、しばしば限定されるということについても問題提起がこれまであったかと思いますが、今後、市民社会との対話の持ち方について、やはり同じパートナーとして議論をしていくために持ち方についてもですね、見直しというものが必要なのではないかとこのように思いますけれども、この点につ

いて挙げさせていただきました。

ちょっと問題指摘が多くなりましたけれども以上です。よろしくお願いいたします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

本山さん、どうもありがとうございます。それでは外務省からよろしくお願いいたします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

はい。本山さん、どうもありがとうございました。

それでは今のご説明、ご質問に対しましては、総合外交政策局の古本女性参画推進室長からお答えいただきますのでよろしくお願いいたします。

●古本（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）

はい、引き続き先ほどのセッションからどうぞよろしくお願いいたします。

外務省の古本です。多くのご質問をいただきありがとうございます。できる限り全てお答えしたいと思います。もし漏れてしまったものなどありましたら、改めてご指摘いただければ、できる限りお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、改定案の中で、ご質問は特に自衛隊についてであったかと思いますが、これについては、3月1日にパブリックコメントにかけている第3次計画案の中、自衛隊に限らず、政府関係省庁、関係機関におけるハラスメントの防止について書き込んであります。要するに関係機関を広くジェンダー主流化の観点から網をかけているという形で記載させていたいています。もしさらにご意見等ございましたら、パブリックコメントは30日まで継続中ですので、ご意見いただければと思います。

そして二つ目にご質問のありましたサイクルについては、6年間としつつ中間見直しを行うとしています。昨年の8月と9月に市民社会との対話をさせていただき、私も一回については出席させていただきましたが、我々から8年間というお話をした記憶がなく、もしかしたら言い間違えたか、または聞き間違えたかどちらかなのかと思います。いずれにせよ6年間ということで、突然方針を変えたということはございません。

なお中間見直しについては、3年目で中間評価をした上で、残りの3年のサイクルを回すということを想定しております。

ちなみにその背景についてはご質問はありませんでしたが、あえて付け加えさせていただきますと、サイクルについては評価委員の皆様とは第2次計画の時から議論してきた点でして、やはり2年では短い、様々な取組が積み上がって評価するという観点からすると、3年程度の積み重ねがないと評価もしづらい、という指摘がありました。さらにあ各国のWPS行動計画はどのくらいの期間かという、5年というのは結構あります。10年サイクルも、多くはないがあります。こうした点を鑑みると3年で中間評価をして6年で回す、これが一番適当ではないかということで6年サイクルとしたという経緯がございます。モニタリング評価についても、6年に変更したということ以外には実質的には大きな修正はなく、これまでと同様に行っていくということを想定しております。

市民社会の説明責任について言及がありましたが、説明責任は誰が負っているのかとい

うと、例えば説明責任が評価委員の方に移ったなどということはなく、政府の行動計画ですので、説明責任は政府が負っているということでございます。ただ、具体的な評価手法については、皆様の方がおそらく専門家ではあるとは思いますが、モニタリング評価をしていくにあたって時代の変化とともに良い手法が出てくる可能性もございますので、具体的な手法については評価委員の方々に議論していただき、適切な手法を判断していくことと考えております。そのため必ずしもこれまでと全く同じような手法で細部に渡るまで完全に一致するというということにはならない可能性はございますけれども、基本的には大きな変化はないと捉えていただいてかまいません。

NGO 代表についてのご質問ですが、これはもしかしたら誤解があるのかもしれませんが、市民社会の代表というのは評価委員の方々を想定しておりまして、評価委員の方々が市民社会や NGO などの考えも代表してインプットしていただき行動計画を回していくということを考えております。ちなみに評価委員会は概ね年間3、4回開催するというものになっておりまして、令和4年度では今週にも1回開催する予定で、これで大体今年度も計3回開催となります。さらに委員の役割などについて、ご意見等ございましたら、どうぞ随時お寄せいただければと思います。また、改めて前回同様市民社会との対話を行う機会もあるかとは思っていますので、随時のご意見を頂ければと考えております。

最後に資料については、大変申し訳ありません、我々も資料の共有が遅かったということでは確かに否めないところはございますので、次回からよく気をつけて事前に資料を共有できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。また、市民社会との意見交換会の範囲については、これは考え方がございまして、私も女性参画推進室に今年の夏に配属となりましたが、過去にはいろいろなやり方で行ったことがあるようです。

その時の形式を確認してみると、例えば昨年9月はWPSの専門性を有する方との対話をお願いさせていただきましたが、過去にはどなたでも参加可能という形式で対話を行ったこともあったもののWPSとは必ずしも関係しない非常に幅広い意見が出て、なかなかWPSなりWPSの行動計画に関する対話という形にうまく収まらなかったということもあったようです。こうした経緯にも鑑みて、評価委員会の委員とも相談しまして、市民社会との対話においては、専門性を有する方との対話ということにさせていただいたというのが経緯でございます。今のところはこの形で続けつつ、また、今第3次行動計画をパブリックコメントにかけておりますように、パブリックコメントは、広く市民社会からご意見をいただくという機会でございますので、こうしたことも組み合わせながらやっていくのが適切かと考えております。以上でございますが、もし何かありましたらどうぞお願いします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

古本室長、どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明、ご回答に対しまして、NGO側の皆さんから何かございましたら、お願いいたします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございます。本山さん、コメントいかがでしょうか。

○本山（アジア女性資料センター 代表理事）

はい。詳しいご説明をありがとうございました。いろいろ明らかになりましたので、ありがとうございます。

ぜひ、パブリックコメントの後、また具体的に計画が固まった段階で、また前もやっていただいていたけれども、説明会のようなものをぜひまた機会を持って、対話ができるような形を設けていただければというふうに思います。よろしくお願い致します。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。他 NGO 側の皆さんでこの件に関して。長島さんから手が上がっておりますので、長島さんお願いいたします。

○長島（プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーオフィサー）

はい、プラン・インターナショナルの長島です。一点質問させていただきたいのですが、第 2 次行動計画の評価委員の方がいらっしゃって評価をされていると思うんですけど、評価報告書が 2018 年と 19 年の 2 年の評価報告書があったんですけど、それ以降の評価報告書が出ていなくて、第 2 次行動計画が 2019 年から 2022 年だと思うので、そこを総括するような内容が見られなくて、パブリックコメントを出すにも、どういった課題が第 2 次であって、それにどういうふうに対応したかっていうのが若干分からなくて、パブリックコメントのところもどういうふうに出そうかというふうに迷いがあったので、その点何か資料があるか教えていただいてもよろしいですか。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

こちらで今ご回答させていただいてよろしいでしょうか。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい、もちろんです。お願いいたします。

●古本（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）

市民社会との意見交換については、引き続き適当なタイミングで行っていききたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

評価報告書ですが、確かに若干遅れているということはあるかと思います。今申し上げました今週の評価委員会との会議はまさに評価報告の関係でして、並行して行っているという状況です。パブリックコメントの関係でということがありましたので、今この場を借りて、今回の第 3 次行動計画について特に何がポイントかということを改めてご説明させていただき、それを少しでも参考にさせていただければと思います。まず、第 3 次行動計画は第 2 次行動計画とは柱立てが変わっています。第 2 次行動計画までは、WPS の柱そのものである保護、参画、緊急対応などで柱を作っていましたが、第 3 次行動計画では別途 4 本の柱を立てています。これが一番大きな変化かと思います。最初の柱では参画と平和構築の促進、2 つ目ではジェンダー・ベイスト・バイオレンス、3 つ目が災害防災対応、4 つ目が国内の実施。なぜこうなったのかというと、これは第 2 次行動計画の時に、ご存じの方もいらっしや

るかと思いますが、膨大な量の取組を取り上げているエクセルシートをご覧になった方もいらっしゃるかもしれません。これらの取組が第2次行動計画の柱ごとにオーバーラップしてしまっていて、フォローアップが非常に難しいという反省がありました。評価委員会の方々からも、いろいろ指摘を受けていたところでもあります。そうではなく、取組ごとに構成した方がいいだろうということで、このような構成になったということが第2次行動計画から第3次で一番大きく異なっているところです。

あと、もう皆様ご承知の通り、日本のWPSの行動計画の特徴としましては、防災を含んでいるということです。防災というのは国際的にはあまりWPSの中で語られてきてはいない分野ではありますが、日本としては災害が非常に多い国でありつつ、また災害対応であるとか、もしくは防災に関する知見もあり、それを女性の参画であるとか女性に配慮した形で対応するというので、WPSとうまく繋がるのではないかとということで、これまでも組み込んできていまして、ここは引き続き、日本の計画の特徴として、活かすというような形で書いています。とりあえず以上です。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

室長、ありがとうございます。はい、時間も押していますので、いかがでしょうか。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

そうですね。ちょっと時間が押しております。どうもありがとうございました。

●古本（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 室長）

どうもありがとうございました。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

それでは次の案件に進ませていただきます。6番目「『開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会報告書』を踏まえた開発協力のあり方に関して」。稲場さん、お願いいたします。

○稲場（SDGs市民社会ネットワーク 開発ユニット メンバー）

稲場でございます。今日はこちらに対面で参加しております。自分も東京からオンラインで参加していると思われる方もいらっしゃるようですが、今日は重要さに鑑みて対面で参加させてもらうことにいたしました。

今日の「『開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会報告書』を踏まえた開発協力のあり方に関して」で簡単に説明させていただきます。わたしどもが提案させていただきましたのは、今回の大綱改定に関していろいろな課題があると思うわけですが、そのなかで個々の開発協力の在り方や具体的な話について、より戦略性を持った開発協力をどのように実現するのか、そういった観点を市民社会の立場から四つの提言に沿ってご質問を設定させていただきます。わたしどもとして感じている日本の現状の開発協力の在り方のなかで、克服し、また、乗り越えていくべき点についてまたぜひ、お話を伺えればと思い、まとめております。

その意味で、開発協力大綱ができた後にどんな開発協力をしていくのかというところに関する未来志向の提案ということで書かせていただいている次第です。

まず、提言 1、誰一人取り残さない開発協力。これは 2 ページ目になります。こちらの方で書いたのは、とくに SDGs という文脈もありますし、さまざまな開発課題、そしてまた、地球規模課題が深刻になっている。そういったいろいろな課題があるなかで、とくに取り残されがちな人口集団・社会集団に対する支援をどのように強化するのか、ということについて、様々なドナー国が様々な取り組みをしている。こうしたなかで、日本の開発協力がどのように臨むのかということについて二つほど質問をさせていただいています。一つは具体的なこうしたコミュニティの支援についてどのような手法で実現していくおつもりがあるか。これについては他のドナー国、たとえば欧州連合をはじめとするさまざまな多国間のドナーとの競争という側面もありますので、この点についてぜひ、日本政府としてのお考え、たとえば NGO とどのように連携するのかといったところを教えてください。有難いと思います。二つ目の(2)ですが、国際機関との連携、つまりマルチとバイの連携をどういう形で活用するか、この観点に関していろいろな実践が様々な影響を与えるということもありますので、このあたり戦略的にどのように考えられているかを教えてください。と思います。

提言 2 ですが、人権を尊重し、人権侵害・環境破壊のない開発協力ということについての質問ですが、「ビジネスと人権」について、民間企業との連携だけではなく、実際に ODA、開発協力案件を推進するうえで、「ビジネスと人権に関する国内行動計画」について大綱のなかでどのように言及することを計画しているかどうか、また、この行動計画が開発協力の個々の案件にも適用されるものと考えてよいかどうか、こういったところを確認したいと思います。あと、自由、民主主義を含む普遍的価値を守ることが開発協力の大きな目的の一つであると、戦略性という面もふくめて書かれているかと思います。この点に関して鑑みたときに、援助対象国で政府の行為によって人権や民主主義が脅かされた場合に、どのような形で緊急停止したり見直ししたりするような運用メカニズムを考えるかといった点についても、日本の開発協力のブランドイメージを確保するうえでも重要と考えられるけれどもどうするか、これについてわたしが懇談会委員であったときにいろいろとポイントとして挙げさせていただいた点ですが、このあたりどう考えているか伺いたいと思います。

提言 3 ですが、これは資金の量の問題がメインになりますけれども、一つはその 0.7% 目標の達成年限の明示。これは今回の大きな報告書の「売り」になっているわけで、実際に共同通信などはこの点を大きな見出しにして記事を発信しているわけです。この点を考えたときに実際に大綱にも、これが記載されるのかどうか、われわれとしても記載されることを非常に期待しているところですが、この点どうなのか。あと、「GNI 比 0.2% の後発開発途上国への供与」という目標も別にありますが、この点どうなのか。2 番目についてですが、SDGs の達成等について鑑みると、今までの ODA の額だけでは難しいという

ことがあるなかで、いろいろな形での革新的な資金拠出のメカニズムがあって、航空券連帯税や「予防接種のための国際金融ファシリティ」(IFFIm) など、一部実現しているものもあります。たとえば IFFIm に関しては売り上げの7割が日本からですが、実際は、イギリスのイニシアティブであるというところもあるわけです。このあたり、イギリスのイニシアティブに対する日本の売り上げ7割、これは日本が提案・実現していれば、名実ともに日本のものになるはずであったはずで、こうしたイニシアティブについて、しっかりと考える必要もあるのかなと思うんです。そういったことを考えますと、革新的資金ということについてもぜひ、フォーカスしていただければと思うのですが、この点どうなのかというところがあるのも一つということです。

最後に提言4、「人間を中心とした開発協力と『普遍的価値』の推進」ということですが、「自由、民主主義、人権、法の支配」について「普遍的価値」に基づいてしっかりやるのだと「報告書」ではおっしゃっているわけですが、実際、この「自由、民主主義、人権、法の支配」の実現について、それぞれの国で頑張っているのは市民社会であるというところがあるんですね。実際、弾圧に恐れずに、さまざまな形で弾圧され、拘禁され、酷いことに遭いながらも現場で闘っているのは市民社会であるというところがあるんですね。こういった市民社会の取り組みについてどのように応援するのか。これについても競争といった側面はあります。たとえば古い話になりますが、南アフリカ共和国のアパルトヘイト体制に対して反対する運動を、資本主義の国のなかで応援していたのは北欧の国々であったわけですね。その結果、北欧というのは現在の南アフリカ共和国の外交方針のなかで非常に優位な地位を占めているというところもございます。こういったところを考えたときに、「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値」というのであれば、これについていまここで闘っている市民社会の人たちをどう応援するのかといったことも非常に大きな要点になるかと思うんですね。このあたりに関しまして、具体的にどのような方策を考えているのか、このへんはですね、ぜひ具体的な話をお聞かせいただければ、と思います。あとは「人間の安全保障」のなかで、連帯、ソリダリティについて、人新世に適合的な「新しい人間の安全保障」の定義を作る取り組みのなかで非常に大事なことをやっているわけですが、この連帯・協力を広げるために具体的に施策としてどういうことがあるか。このあたりいろいろとまだ検討のところも多いと思いますし、市民社会として必要な知恵は出せるかと思うので、お伺いしたいと思います。また、参考となるさまざまな取り組みについて、参加されている NGO のほうからいろいろと報告等できればと思っております。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい、稲場さん、どうもありがとうございます。

まずは稲場さんからの質問もございますのでよろしくお願いします。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

まず、私の方からお答えさせていただいて足りなければ、東京の方で補足してもらえればと思います。

いろいろご指摘、ご質問がございました。どれも稲場さんのほうがはるかに答えを予想しているかもしれませんが、ひとつずつ回答させていただければと思います。最初の取り残されがちな人口社会集団への支援とかですね、日本としてはコミュニティへの支援をどう実現しようとしているのか、ということでございますけれども、複合的危機により人道危機が拡大しているなかで、誰一人取り残さない社会の実現というのは非常に重要だと思っていまして、支援の届きにくい脆弱な人々に支援の手を差し伸べるというのは非常に大切です。人間の安全保障の考えに基づいて難民とか避難民とか脆弱な人々の保護・保護強化、そしてコミュニティの平和的保存のための開発支援とか自国への帰還に向けた環境づくり、人道・開発・平和の各アクターとの連携というのは非常に大切だと思ひまして、われわれ政府としても包摂的、強靱な持続可能な途上国の社会の実現を目指した支援というのは継続していかなければならないと思っております。日本の持っている手法というのはご存じの通り、二国間、多国間中心のスタイルということになります。それから緊急援助ですね。たとえばトルコとか、この間、あるいは緊急援助隊を出すことによって現地の人たち、ホストコミュニティとかですね、現地の人たちが取り残されないようにいろんな形で支援していく。緊急援助隊を出し、医療隊を出し、専門家チームを出し、自衛隊機を飛ばしということはやっていますが、あと援助物資の供与ということで、緊急事態において避難している方への支援。それからウクライナの例を見てもわかるとおり、近隣諸国に避難民が出ていますので、そうした近隣諸国の避難民の人たちに対して国際機関を通じた支援、あるいは最近ポーランドに対してもJICAから支援ができるようになりました。ポーランドは本来、EUの国であり、JICAの支援というは基本的にはできないのですが、こういった特殊な状況に鑑み、支援ができるようになりました。そうした避難民、主に女性の方、子どもの方、脆弱な方々が多いのですが、そういった人々に対して国際機関を通じた支援のみならず、JICAを通じた支援を行っているところであります。それから、人道・開発・平和の各アクターによる連携（ネクサス）の事例としてはJICAとUNHCRによるウガンダの北部地域における協力もやっていると聞いております。長期化する難民とホストコミュニティ双方のニーズに応えるということで、ウガンダ政府に対する能力向上もおこなってきています。

現地の人たちに直にという形、NGOからもN連、JPFを通じた支援で現地のNGOに対していろいろ支援されているものの中には含まれていると聞いております。そういったことはやっているということでございます。制度的にもう少しこうした方がしやすいとか、いろいろあればですね、うちの民連室と随時ご相談いただければ、それは必要な改革はしていかなければならないし、財務省と調整しなければならぬことがあれば、調整できるかということは別の問題ですけど、いろいろと調整していかなければならないと考えているところでございます。

ちなみにN連についてはですね、この場を借りてご紹介いたしますと、今年度、JPFと合わせると過去最高の支援額になったと聞いております。合わせて151億円くらいだと聞いています。過去最高の支援額、ウクライナとかいろいろな事情があったと思いますが、になっ

たと。そうした支援は増やしていきたいと思っているところであります。

それから、国際機関の中で日本の存在感を増さなければならないというご指摘があつて、まさにその通り、それがわれわれにとって大きな課題だということであり、稲場さんからいつも指摘されているわけですが、それはわれわれとしてもたいへん大きな課題であると考えています。ただ、いきなり幹部になりたいといつても、そう簡単にボードに入れてくれるわけでもないし、事務局長になれるわけでもない。ボードには入れてくれるかもしれませんが、ずっとそこで大活躍するとか、腰を据えてやっていかなければならない。そういった国連のなかで日本人が活躍しなければならないとは思っています。職員に関していえば、ご存じの通りJPO制度というのがあるので、そういうところで若手の人たちが国際機関に就職するのを支援している。ただ、その支援などはそこから先に上へ上がっていくかどうかは、政府も頑張りますけれども、本人とか問題とか、あと、たまたまそういったときの雇用環境とかというのもあるので、そのまま募集されるかどうか、一概にはいえませんが、裾野を広げようということでJPO制度があるので活用して、日本の若手の人たちが極力、国際機関に就職していってもらうことが非常に大事かと思っています。原則2年間の勤務で、これまでの累計で1,800人くらいJPOで国際機関に入っているということでもあります。ただなかなか、上の方に行く日本人が少ないのではないかとするのは非常にわれわれも思っていて、いろいろな場を通じて国際機関での幹部に日本人がなってくれということはいっているわけですが、そもそも日本人が国際機関に入りたがらないという人もいますので、そこは開発教育とかもっと根本的なことが必要かなとも思っています。

それから「ビジネスと人権」についてありますけれども、非常に重要な視点だとは感じております。現行の開発協力大綱においてもODA事業の実施にあたっては開発途上国の基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払うということになっており、この原則の遵守を担保するために、具体的にはご指摘にあったように基本的人権もふくめて、「JICA環境社会配慮ガイドライン」において環境社会配慮の責務と手続きを示すということでJICAが相手国を通じたモニタリング結果の確認を行うということをして、いつもちょっと同じ回答で申し訳ないですが、こういうことはしていると。大綱の改定にあたっては、「ビジネスと人権」をめぐるODA以外の政府調達の実施状況をよく踏まえる必要性があると考えておりますが、ご指摘を踏まえまして幅広い関係者側の意見を伺いながら、さらなる人権に配慮したODA改善の余地があるか考えていきたいと思っておりますけれども、現行ではまだ強く言えることではないといった状況です。

それから民主主義が脅かされたときの政府に対する援助の緊急停止とか見直しについても非常によく言われていて、われわれもミャンマーとかの事例も見て非常に頭を痛めているというのが実態です。それに対して有識者懇談会でもたいへんいろいろと議論になって終わったわけですが、現行の開発協力大綱の実施上の原則に基づいて開発協力にあたっては民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重をめぐる状況にも十分配慮すると現行の大綱でもなっています。相手国の開発事情、経済社会状況や二国間関係等を見て総合的に

判断しているところがありまして、各国のODAの具体的な実施にあたっては個別具体的に判断するというようにしております。ある基準を設けてその基準に合致している、していないというのは難しい、有識者懇談会でも線引きというのは非常に難しいのではないかと議論がたしかにあったと思うわけですが、そうした重大な人権侵害が起きた国であっても国民生活、あと、経済、社会状況や人道支援のニーズに対する必要性をふくめて諸般の事情を総合的に判断する姿勢があるということです。一律にこうだったらこうしますという基準を設けることは困難であるとか、有識者懇談会でも言われてましたけど、われわれもそのように思っています。ただ原則として、現在の大綱にも書いてありますとおり、人権配慮の原則は非常に重要だと思っております。ただ、線引きをして、基準をつくってそれを直ちにどうする、というのは難しいのではないかと思っているところではあります。ただ、基本的な人権の尊重を促進するという観点が非常に重要だというのはそのとおりでございます。

0.7%のODA予算達成年次についてどう書かれるのか、それから、0.2%の後発開発途上国への協力についてどう書かれるのかということですが、0.7%の道筋の有識者懇談会の報告書が出ましたけれども、そのとおり書ければそれに越したことはないのですけれども現時点においてはそこはまだ要調整ということでもあります。というのは、開発協力大綱は基本的に政府としての閣議決定になりますので、閣議決定ということはすべての省庁が了承しなければならないということがありますので、そうすると予算を持っている役所、財務省との調整というのは非常に大事になってくるわけで、どこまで書けるかは調整していかなければならないということで、われわれとしてはなるべく前向きに書きたいと思っておりますけれども、ちょっといまの段階でこうです、というのは、皆さんの応援は非常に必要なのですけれども、こうなりますというのは現時点ではまだ言う段階ではないというふうに思っています。ただ、われわれもそこは皆さんと意見はまったく同じなのですけれども、財務省が同じ意見かどうかはまた別なので、そこはいろいろと要調整と、調整しなければならないということで、現時点ではまだちょっとはつきりとは言えないかというところでございます。

「GNI 比 0.2%の後発開発途上国への供与」は今回は具体的な数値目標が書けるかという点は何とも言えないということでございます。もちろん、いままでの大綱でも0.7%という目標は国際的にあるのだと書いてある。そういう今までに書いてあることは書けるのだと思いますけれども、どこまで踏み込めるかは要調整。まさにこれから財務省との折衝が待っているということでもあります。

それから航空券連帯税とかふくむ国際的なメカニズムの話などがありました。たしかに日本は、お金を出しておきながら他国の手柄みたいになるのはけしからないというのはお気持ちとしてはそのとおりで、日本は下手なのではないかというご指摘があれば、もしかしたらそういう面は否定できないのかもしれませんが、そこはわれわれとしても頑張っていくしかないと思っています。国際連帯税については、いろいろちょっと一時、議論をしました。議論というのは、外務省だけじゃなくて、いろいろと党とかでも議論をしたと聞いてお

りますけれども、なかなか結果としては難しかったというふうに聞いております。平成22年から令和2年まで税制改正要望というのは提出したわけですが、ちょっと具体化にはならなかった理由のひとつとしては、新型コロナがあげられます。最近では新型コロナの流行によって日本経済が大きな打撃を受けているとか、新税の導入が現実的ではないのかということで、最近では税制改正要望の提出そのものも見送ってきたという経緯がございます。ただ、何かいい考え方はないのかということは財務省も一緒に考えていきたいと思います。な感じで、できるかできないかはまた別なんですけれども、引き続き適切な資金調達のあり方ということについてはちょっと考えていきたいと思っております。

それから「普遍的価値」についての市民社会との対話とかは、それは現地でどうしているかと思えますけれども、我が国はご指摘の「普遍的価値」の確立に向けて取り組んでいるNGOは非常に重要なパートナーと考えているところでありますけれども、国内ではこの定期協議会というのも20年以上、25年、26年、27年くらい続けてきているというふうに承知しているところであります。各国のそれぞれ現地での市民社会との対話の枠組みをやるのかというと、正直、現時点はまだなくてですね、おそらく在外公館において必要に応じて現地のNGOと意見交換をおこなっているとは思いますが、外務省全体として制度的に何かそういうことをやっているのかというと、現時点ではやっていない。ただ、現地化の重要性は前よりもどんどん増してきていると承知しておりますけれども、現時点ではちょっとまだそこまでは至っていないということでもあります。

ODA政策協議会ですけれども、今日も一部対面ということでできるようになりましたけれども、こういった場というのは国内では引き続き大事だと、続けていきたいと思っております。ただ、国外においてはちょっとまだそこまでは至っていないということでもあります。

つぎの、もう一つ、「人間の安全保障」で挙げられた「連帯」についてですが、ご指摘のように昨年2月にUNDPが公表した「人間の安全保障に関する特別報告書」では、相互の関連する課題に関して、従来の「人間の安全保障」の二つの柱である「保護」と「能力強化」に加えて「連帯」というのも重要視している。「新しい人間の安全保障」といわれているわけですが、そこは非常に大事な概念だと思っております。このあいだの開発協力大綱の有識者懇談会報告書においても複合的な危機に対抗するためには分野横断的な視点からも問題分析して開発協力のあるべき基本方針として「人間の安全保障」としてのアプローチが重要だということで、さらにこれを推進していくべきだといわれていますので、ちょっとまだ大綱についてははっきりと申し上げられないのですが、おそらく、この「新しい人間の安全保障」は新しい大綱のなかでも重要な柱になるというふうに考えているところであります。国際的な複合危機のなかで「保護」と「能力強化」を通じた支援に加えて、「連帯」にあてた協力というのは非常に大事であって、具体的な性格は何かといわれるとまずひとつは大綱のなかでも「新しい人間の安全保障」は有識者懇談会のなかでも非常に重要といわれていますので、大綱なのかでもおそらくそういうものとして取り上げられるだろうというふうに思っているところでありますし、今後もっとこうした方がいいとか、具体的な提

案とかあれば、皆さんからのご意見を伺ったうえで検討していきたいと思っておりますけれども、とりあえずそういったところでございます。

東京の方で何か補足することがあれば補足していただきたいと思いますのですが何かありますか。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは東京の方から国際協力局政策課の上田課長に来ていただいておりますので、上田課長から補足させていただきます。

●上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、皆さん、こんにちは。上田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

いま、日下部審議官の方からご説明差し上げましたけれども、わたしから二点だけ補足的にお話しさせていただきたいと思っております。いずれも提言4に関するものでございまして、まず一つ目は、開発協力をやっていくにあたっての現地でのNGOとの連携ということについてご質問いただいております、わたしも外務省員として在外公館での経験がございますものですから、ひとつ、ふたつ、事例を申し上げたいと思います。

わたしは国連代表部で開発を担当しておりましたのと、二国間という意味ではフィリピンとイランにおりました。それぞれ説明いたしますと、国連はまさにポストMDGs、いまのSDGsですけれども、議論の始まった頃におったものですから本当にいろんな国際的な、あるいは各国からいらっしゃるNGOの方々とお会いする機会というのはたくさんありました。このなかでいろいろとお話を伺ってわたしもいろいろと勉強させていただきながら日本のポジションを決めていくというプロセスに入っていたということでございます。

それからフィリピンにおいてもわたしは、経済協力を担当しておりましたけれども、たとえば障がい者NGOとか、あるいは教育に関わるNGOとか、現地のNGOとお会いして、わたしがまさにそういった分野のODAを担当しておったものですからその具体的なプロジェクトの実施に反映させていただいたところでございます。イランは、NGOと申しますか、女性の人権活動家個人とさまざまな形でお目にかかった経験がございます。このような形でまさに新しい大綱において、連携ということを大きな柱としてやっていくということをする以上、こういった考え方が新大綱のもとで、どのような形で大綱に書かれるかどうかは別として、しっかりとやっていく必要があると考えてございます。

もう一点、次の、新しい時代の「人間の安全保障」ということで「連帯」というところに焦点が当てられているわけですが、これでもってどんなことを行っていくのかというご質問についてですね、これについてもわたしの個人的な考え方でございますけれども、おそらく「人間の安全保障」は伝統的に目線が個人の「保護」とか「能力強化」というところに当たっていたというわけですが、これは当然としつつ、新しいアイデアとして出てきた「連帯」ですけれども、「連帯」も新たにボンと出てきたわけではなく、これまで重視されてきた概念であって、いまの国際秩序が動揺しているであるとか、あるいはさまざまな開発をめぐる危機、脆弱性が複合的に重なるなかで非常に個人として安全保障、開発、

幸せを実現することが難しいというなかで状況をよくするためのアクターの連携、連帯というのがこれまで以上に大事だろうということにあらためて光が当たったというのが今回の有識者報告書のポイントなんだろうと思います。したがってそういったところをわれわれも新しい開発協力大綱において重視していく以上、そういった部分に光を当てた協力、これまでやってきた部分がたくさんあると思います。コミュニティ開発然り、あるいは法の支配を実現するための協力然り、あるいはいわゆる人道分野におけるネクサスの議論然り、そういったものに脆弱層、これは国であったり社会であったり個人と色々なレベルがあるわけですが、こういったところに光を当てるというところをあらためて重視をしてやっていく、支援をやっていくとふうに考えております。

すみません。以上二点だけ補足を申し上げました。ありがとうございます。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございます。

それでは、日下部審議官、上田課長からの説明に対しまして NGO の皆様から何かございましたらお願いいたします。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

はい。どうもありがとうございます。

ちょっと時間が押してきております。次の大綱に関する意見交換会がありますので、今の件に関しましては、日下部審議官、それから上田政策課長からいただいたお話について受けとめを稲場さんの方から聞きたいと思います。それで次の案件に移らせていただきたいと思います。

○稲場（SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット メンバー）

はい、ありがとうございます。お二人から踏み込んだご答弁をいただき、たいへんありがたいと思っております。

とくに 0.7%の到達目標等については、われわれとしてもしっかりとやらなければいけないということで、たとえば、自民党とか公明党に対する働きかけなども、ある程度はさせていただいているところではありますが、NGO も微力というところもありましてなかなか実現も難しいという部分もあります。ぜひ、これからいろいろと難しい局面などあるかと思いますが、これは NGO が協議できているところではないので、外務省さんにはぜひ、よろしくお願いしたいと思っております。

あと、現地市民社会との対話ということに関しまして、踏み込んだ答弁をいただきまして有難いと思っております。この点について、具体的にやるのは在外公館の方々ということになるかとは思いますが、より一歩踏み込んだ形で現地市民社会との対話、あるいは、支援というものをより戦略的にやるのだということについて、具体的な大綱として一文なり、一語なりがあるかないとは違うと思いますので、ぜひ、その点もよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○岡島（関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございます。

次の案件に移らせていただきたいと思います。続きに関しましては、本日 18 時半から意見交換会がございますので、よろしくお願いいたします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

それでは最後の案件で、「軍等が裨益者となる新たな協力の枠組み」が ODA 政策に与える影響について、今井さんの方からお願いします。皆さん、すみません、ちょっとお待ちください。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

はい。ありがとうございます。日本国際ボランティアセンター（JVC）の今井です。最後の議題ですけれども、JVC と武器取引反対ネットワーク（NAJAT）との共同で提案している「軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みが ODA 政策に与える影響について」という議題について説明させていただきます。

資料を画面共有しています。この最初の議題の背景のところに書いてありますが、昨年の 12 月に国家安全保障戦略の中でここに引用したようなことが記載されました。ODA とは別にですね、相手国の軍を裨益者とする、対象とする、装備品、物資の提供やインフラの整備等を行う協力の枠組みを設けるということで、これは ODA とは別に相手の軍に対して軍事的な援助を行うといったようなことだと思います。具体的には 2023 年の予算案には 20 億円が計上されています。私は非常に、これが発表されて実際に予算が計上されて驚きました。これは実質的に非軍事原則というものを破棄するようなものだと思います。これについて、ODA 政策協議会でぜひ議論をすべきだと考え議題提案をしたわけなんですけれども、この議題提案については、提案した中身はこの新しい枠組みの軍事的な支援そのものについて、その目的ですとか内容ですとか非軍事原則の関係について尋ねるものでしたけれども、それについては ODA ではないということで、受け入れていただけませんでした。

ですから今日は会議の冒頭の挨拶の中でコーディネーターが提案した議題が拒否されたといったような話がありましたけれども、今回はそれともう一つ今回のこの議題、二つが受け付けられないといったようなことになったわけです。その後ですね、この議題については議題の提案の内容を変えると、質問内容とかを変えということで受け付けていただきました。そういったことで、まあ今回こういう議題として出てきているということです。

この非 ODA の軍事的な援助ですけれども、ODA 政策には深く関わると、やはりこれは思います。それはそもそも ODA は非軍事原則があってできないから ODA ではないものを作るという、その時点で ODA が深く関わっているわけなんですけれども、実際にこの提案資料の中にも引用してありますけれども、これは有識者懇談会の報告書等の中でもですね、今は開発協力と安全保障上の問題がですね、非常にリンク、関連している、といったような表現があります。

これは私たちがそう思っている、NGO がそう思っているわけではなくて、NGO はどちらかと言えば開発協力は安全保障とは別のもので、必要性に応じてニーズに基づいて実施すべきものだと思っているわけですが、外務省の中ではリンクしていると。そこから安全保障的な軍事的な支援と ODA が深く関係しているとわかるかと思うのですが、具体的にどこかの国にこういった非 ODA の支援をするときに ODA も当然影響を受けるものだと思います。

例えば国別援助方針というものがあります。ある国に軍事的な支援を行うときに、それはその国の国別援助方針の中でも反映されていくのかなと想像するんですけども、それは当然その国の援助方針の中には ODA がありますから、影響されてくる、相互に関係するものということもあります。

あるいは予算的なところでも影響するのだろうと考えられますけれども、そういったところからも非常に深く関係しているものだと思います。今回の議題提案では、直接的に新しい枠組みにですね、軍事的なものについての質問はしておりません。ですから質問を変えてですね、ここの論点のところいくつか書いてありますけれども、この新しい援助の仕組みがですね、既存の ODA、例えば質問の 2 つ目に書いているのは今まで ODA でも 2015 年の大綱の改定以降、相手国の軍とか軍関係者への支援がされてきているんですけども、そこの区分ですね、違いは一体何なのか。あるいは、括弧 2 はそれに割と重なるような質問項目ですけども、括弧 3 では予算面ですね、この非 ODA の軍事支援が ODA の予算に影響を与えることが考えられるかどうか。それから括弧 4 ではこの新しい支援枠組みがですね、ODA の実施機関である JICA が実際にその業務上で何らかの影響を受けることが想定されるのかどうかといったような論点に変えまして、今回議題として提案したいと思います。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

はい。どうもありがとうございました。それでは、これに対してですね、外務省のほうお願いします。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

はい。ご提案ありがとうございます。

皆さん、大変この問題にご関心が強いということは重々承知しております。また皆さんにも累次ご説明しておりますけども、ODA ではないということをご存じではあるけれども、非常に心配されているということかと思いました。したがって外務省の中でもですね、これを担当する部局は総合外交政策局ということで、明示的に国際協力局ではないというところで大きく明確な線引きをしているということをもとに大前提として申し上げます。この線引きについては、先程国別援助方針の話もありましたが、国別援助方針は開発協力の世界ですので、したがってそれは ODA の世界であり、この新しい分野は非 ODA で、おそらくそういったものとはまた別のもの、別の世界だということでございます。あくまでもこれは ODA ではないのが大前提ということで考えていただければと思います。

ODA はですね、開発途上国の経済社会開発を主たる目的とする協力ということで、中には軍に対する協力もですね、ODA というのも今までたくさんとはいいませんけど、あることはあります。それは目的は経済社会開発を主たる目的とした非軍事目的の支援で、例えば治安の関係とか、海上保安の関係とか防災の関係とか、そういうことを今までかたち上は相手の軍であったとしても、経済社会開発を主たる目的とした非軍事目的の支援を ODA でも行ってきたわけです。

皆さんとしては、それに対しても色々な思いがあることは承知していますけれども、軍事転用の恐れがないと整理される場合に限定して ODA を実施しています。こうした軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避原則を重視するという観点から厳格に検討を行ってきたというところで、これまでのところ軍に対して直接的に資機材を供与した例はあるけれども、そういった条件を守る限定的なものでありました。

それに対して今回は、新しく非 ODA で行われる安全保障能力強化の支援でございますけれども、これは我が国の厳しい安全保障環境を踏まえ、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて同志国の安全保障上の能力、抑止力を強化することを目的として行う支援ということで ODA とは全く異なるものであります。両者は異なる支援の枠組みということであって、安全保障能力強化支援の開始によって、ODA のあり方について影響を受けるということはないと考えております。

それからもう一つ、2 番目において海上保安能力支援というのは ODA の範囲内であって、安全保障能力強化支援と異なる位置づけとなっているけれども、何をもって区分されるのかというご質問もありました。安全保障とは、一般的に外部からの侵略などの脅威に対して外交政策、防衛政策等を駆使して国家及び国民の安全を保障するということを意味しています。これに含まれる具体的な範囲といえば、外交防衛に限らず、経済・技術などさまざまな分野に及ぶものと考えております。これらは領海警備や海難救助等を行う海上保安も含まれ得る、より広い概念であります。その上で同志国の安全保障能力強化のための今回の支援の枠組みですけれども、開発途上国の経済社会開発を主たる目的とする ODA とは別に軍等に対する資機材供与やインフラ整備を通じて、同志国の安全保障上の抑止力を強化することを目的とするというものであるので、ODA とは全く異なるものです。具体的には、法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動、人道目的の活動、国際平和協力活動等の国際紛争との直接の関連が想定しがたく、本支援の目的の達成にとって意義のある分野に限定して、軍等に対する資機材の共有やインフラ整備等の支援を行うというのが今回の新しい枠組みだと思います。

ODA 予算に、この新しい制度が影響を与えるのかということでもありますけれども、この同志国への安全保障能力強化の支援は、令和 6 年度以降の予算については各国から寄せられるニーズとか我が国の安全保障にとっての意義、実施体制を踏まえて、適切な規模感を検討していこうということでもあります。

安全保障能力強化支援、これは新しい制度ですね、これと ODA は全く異なる支援、枠組

みということで ODA 予算が影響を受けるべきものではないというふうに考えております。それから、JICA が関わるのかということでもありますけども、この安全保障能力強化の支援ですけれども国際の平和と安定のための外交安全保障協力を進めるための制度であって、ODA とは切り離された枠組みであるところ JICA が本支援の実施機関となることは想定していないというところでもあります。よって、JICA が業務上の影響を受けることは想定されません。実施機関は誰かといえば、それは外務省、総合外交政策局を中心とした外務省ということになります。したがって、そういうものだということをお願いします。なにか東京の方でもし補足することがあればお願いします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

東京の方から特にこの件に関して補足することはございません。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

以上です。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

どうもありがとうございました。それでは NGO 側から受けとめをお願いします。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

JVC の今井です。日下部審議官、お答えありがとうございました。

ODA が、影響を受けることはない、これは予算上も影響を受けることがないというようなお答えだったかと思えますけれども、それについては明確にお答えいただきましてありがとうございます。

いろいろと細かい点はあってそれをここで言うわけではないんですが、ひとつ基本的に重要な点として、この新しい枠組みがですね、日下部さんもおっしゃってたように、安全保障、つまり外部からの侵略に対する保障というんですか、安全保障によるものだという点で ODA とは違うといったことで、そういったつまりこれは安全保障ですから、軍事的な殺傷能力があるものは今のところは恐らくできないということはわかってますけれども軍事的なものだということですね。

非軍事原則の関係で、これによって ODA の非軍事原則というのがどのような影響を受けるのかということを知りたいんですけれども、つまり右手では軍事的用途ではない ODA を行う。でも、同時に左手では安全保障関係の軍事的用途を持つものを支援するということで、受け取る相手からしてみたら、軍事的用途を持つものを受け取るということになると思います。

相手から見た時に、これは ODA だけでもこっちは非 ODA だから違うんですよといったところで日本が軍事的な援助をするようになったというふうに受け取る。相手から見たらそういうものだと思うんですね。非軍事原則というのは、ODA では非軍事でやりますといったような形式的なことではなくて、今までの開発協力大綱を見ても、日本の平和主義ということが現大綱にも書かれていて、これが国際的にも評価を得ているということが書いてあるわけです。

ですから、この平和主義によって日本が信頼を得てきたということは、NGO も外務省も含めて確認してきた共通認識としてあったと思うんです。けれどもそれが、この新しい軍事的な援助をすることで変わってしまうのではないかと非常に危惧しています。ですから、その意味で ODA への非軍事原則がこの新しい枠組みによってどのような影響を受けると認識されていращやるのかをお尋ねしたいと思います。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

ODA か ODA ではないかというのは我々としては極めて大切なことだと考えておりまして、ODA の非軍事原則にこの新しい制度が与える影響はないと考えています。ODA には ODA の世界があり、そこでは非軍事原則は非常に大事であり、今後も恐らくそれは改定される新しい大綱の中にも大事な原則として残っていく。それは大臣も明言されています。

他省庁がどういう援助をしているのかは承知しておりませんので、あまり断定的には言えませんが、少なくとも支援イコール ODA だけという世の中では多分ないんだと思いますが、ODA は非軍事原則でやっていきます。

ただ、ODA 以外でも非軍事原則でなくてはいけなどうかは、私はコメントする立場にないので、何が正しい正しくないとは言えません。少なくとも ODA の世界では非軍事原則は非常に大事ですけれども、ODA 以外の世界でも非軍事原則がどこまであるべきかは、私には何とも言えません。少なくとも ODA の世界では非軍事原則は大事だと思いますが、世の中には ODA 以外の支援ももしかしたらあるかもしれません。ただ私はそこは詳しくないので、責任もった発言はできないので、あるかもしれないくらいしか言えないのですが、ODA 以外の世の中にある支援が全部非軍事原則を守っているかどうか、私はそこは知らないで、コメントはできません。少なくとも ODA の世界では非軍事原則は維持するし、ODA の世界の原則、この開発協力大綱は ODA の世界に限定されているので、ODA の外の世界まで別にカバーしているものではないので、従って ODA の外の世界がどうなっているかは、ODA の世界の人からは何とも言えないのが正直なところです。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

すみません。時間のこともあるので簡単にですけれども、今、日下部審議官は ODA 以外の世界のことはわからないとおっしゃってましたが、実際に、軍事的な支援というのは、防衛省・自衛隊が行っている能力構築支援、これは技術的なものですが、それ以外の物質的な装備品ということになると、装備品の移転は確かにやっています。ウクライナへの防弾チョッキのように装備品の移転をやっていますけれども、これは先ほど説明されたような、今後外務省の新しいスキームが諸外国のニーズに応じて行っていくといったようなものとはやはり質的に違う。自衛隊が行ってきたのは、そこまでの規模のものではないですし、相手国からニーズを集めて、金額的にも拡大してやっていくというようなものではないです。無償資金協力でもありません。防衛省・自衛隊がやっていることは、お分かりだと思いますが、基本的に自衛隊が持っている装備品の移転なので、新しい何か装備品を相手国のニーズに応じて調達するといったものではありませんので、それはやはりレベルが違うので

はないかと思います。私からはコメントとして以上です。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

ODA 以外の世界のことにあえてこれ言う立場にはないので、あまり申し上げられないのですけれども、ODA については非軍事原則が大事ですけれども、今回のものは ODA ではないとしかいいようがありません。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

ありがとうございます。ちょっと時間が超過しておりますが、申し訳ございません。司会をやりながら発言をさせていただきます。ご承知の通り、途上国政府には、国連だとか、二国間援助機関とか、NGO だとか、いろんなところから援助がきますから、その援助を調整する機関がございます。そうしないと、ある分野ではとても援助が重複するし、ある分野で、ある地域で、援助が非常に乏しいというように、非常に非効率なことになるということで、例えば、JICA は、そういう援助調整機関に対して、外から来る援助がより効果的効率的に使われるように、それがひいては社会経済開発、人々の人権を守る国際協力につなげるということで、専門家を送り込みます。

国によって異なりますけれども、そういう援助調整機関の役割というのは、ODA、それから NGO だけではなくて、OOF、さらには FDI、いわゆる民間からの直接投資についても目くばせをしながら、国の外からのお金の流れを調整していくようなことを行っています。

ODA か非 ODA かというのは、日本国内の政府の中の予算の話でありまして、ある意味形式的なことではございまして、途上国側から見ますと、そういう話ではなくて、確実に、非 ODA と言われても、それは ODA に関係するものだというのが私たち NGO の考えです。すべての NGO に聞いたわけではありませんが、多くの NGO が懸念しているところでありまして、そういうふうにきれいに形式的には切り分けができますけれども、実質的にはそれは難しい、そういうふうな区別はできないんだということが私たちが主張しているところだと、是非ご理解ください。

ちょっと時間がずいぶん超過しておりますが、どなたかいらっしゃいますか。佐伯さんですね、佐伯さんのご発言を最後をお願いいたします。

○佐伯（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。ひとつ感想で、いま日下部審議官が ODA はきれいなものでなくとはいけないとおっしゃったのを、裏返せば非 ODA はきれいなものでもなくともいいということなのかなと思って、興味深く聞かせていただきました。質問ですけれども、ODA の場合は、開発協力適正会議があって、他国軍に対して支援をするようなものについて審査するというか、話し合うような場が設けられているかと思います。外務省のホームページを見ても、事業の妥当性を確認するとともに、ODA の質と透明性の向上を図ることを目的に作られたというふうになっているわけですが、非 ODA の場合はそういった場が実際に担保されるのかどうかについて教えていただければ幸いです。ありがとうございました。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

よろしくお願いします。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

では手短に。おそらくまだそのへんは今後どうなっていくのか検討しているのではないかと、国際協力局がやってるわけではないので、最新状況がどうなのかと言われると詳しくはわからないんですけども、具体的にどのように案件を発掘して採択していくのかというのは、予算が成立し次第、具体的にそのやり方は恐らく総政局の方で考えていかれるのではないのかなというくらいしか言いようがありません。具体的にこういうふうに彼らはやろうとしてるんですとの情報は、私は持っていないので、もしかしたら考えているかもしれないし、これから考えるかもしれないですが、現時点においては、少なくともこのようにやるらしいということが省内に知れ渡っているわけではないので、そこはちょっとわかりません。

○佐伯（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。多分事前の打ち合わせも含めてなんですけれども、総合外交政策局の方、担当の部局の方に出ていただきたいというようなことは NGO コーディネーターの方からは申し入れをしていたんですけれども、難しかったということでもよろしいでしょうか。ご出席いただくのが難しかったということでもよろしいでしょうか。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

私が聞いている限りにおいては、この場でやるのは如何かとの話はあったと聞いてますけど、個別に彼らと皆さんが接触されることを否定しているわけではないというふうに理解しています。ただ、この ODA 政策協議会で取り上げるのはどうかっていう話かということなので、彼らが皆さんとの意見交換を一切しないと言っている意味ではないと私は理解しております。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

ありがとうございます。先ほどのこれは非 ODA 枠が ODA に関係するかしらないかというところの認識の違いだと思いますが、繰り返し、NGO としては、関係しますよね、とその確認だけさせていただきます。要はそういうことだと思います。すいません。ちょっと時間が超過しておりまして、これで申し訳ございませんが、この件についてはここまでとさせていただきます。

それでは閉会の挨拶をお願いいたします。

●工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。それでは閉会の挨拶につきましては、今名古屋にご出張されております日下部審議官にお願いしたいと思います。日下部審議官よろしくお願いします。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

日下部でございます。本年度最後となる第三回目の ODA 政策協議会の閉会にあたって、

一言ご挨拶申し上げます。

最初に、名古屋でのオンライン開催を調整していただいた ODA 政策協議会コーディネーターや名古屋 NGO センターの皆様、会場を提供いただきました JICA 中部の皆さん始めとして、関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。このように対面で会議を実施するのはですね、平成 30 年度以来 4 年ぶりというふうに聞いております。名古屋での開催は平成 27 年度の開催を最後に 7 年ぶりであるというふうに聞いているところであります。今回、対面とオンラインのハイブリッド開催となって、皆様と意見交換ができたということ、また、今年度は、年度はじめに ODA 政策協議会コーディネーターの皆様と合意した、年三回の開催ということを達成できたことってというのは大変良かったと思っております。

ODA 政策協議会は、NGO の皆様と共により良い ODA のあり方を考える貴重な意見交換の場です。

今年度も様々な議論が行われて、ときに意見が異なる場面もありましたが、このような対話の枠組みを継続させて、双方の努力によってさらに有意義かつ建設的な意見交換を行う場となるよう発展させていくことが重要だと思います。

冒頭、議題について色々なご意見があったように思います。そういうご発言がそちらからもありましたけど、ODA 政策協議会ということで、その実施要領とかを見ると、多少制約がかかるってのはやむを得ないことだったのかもしれませんが、私個人としてはこの場ってのは非常に大事なので幅広に使うべきじゃないかなと思ってますけど、そういう実施要領がある以上、そういったルールに基づきたいといえ、それに従うしかないかなという気もしておりますけれども、引き続き外務省と NGO 双方がですね、双方が合意した実施要領に基づいて、外務省が関わる ODA 政策について NGO の皆さんと意見、情報交換を行う場として ODA 政策協議会を盛り上げていければと思います。

今年度は特に開発協力大綱に関する複数の議題を NGO 側からご提案いただきまして活発な意見交換が行われたと思います。また最後にですね。非 ODA 協力についてもいろんな場で、この協議会の場でも様々な指摘があってですね、そこは他局のこととは言えども、外務省について言われていることでありますので、しっかり情報共有をしていきたいと思っておりますけれども、これまで開催された開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会、意見交換会でもさまざまな皆さんから貴重なご意見も頂戴しているところであります。本日 18 時半からまたこの JICA 中部でですね、開発協力大綱に係る意見交換会が行われる予定ですので、ご関心のある方は引き続きオンラインでも直接でもよいのでご参加いただければと思います。

来年度も、より良い ODA に向けて NGO の皆様と緊密に連携していく所存であることをお伝えして閉会の挨拶としたいと思います。

最後に一点だけ。冒頭ですね、広報の場でありましたけど、今週の土曜日、3 月 25 日、19 時から 20 時、ファーストステップ 2 というドラマが流れます。あとで動画で見れるかもしれませんが、BS よしもとって聞いたことないと思うのですが、BS1 から一個戻

ると確かに BS よしもとという感じになると思うので、BS1 のボタンで一個戻ると多分 BS よしもとです。昨日やってみたら録音もできましたんで、皆さんも多分普通の DVD であれば録画できると思います。ご関心のある方は是非録画してみてくださいと思います。19 時の前に一時間、ファーストステップ 1 も流れますので、合わせて録画して暇な時に見ていただければ。難しかったら YouTube で見ればよいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

これで閉会でございます。